

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年6月26日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長から訂正をお願いいたします。

本日、平成26年第2回岩出市議会定例会議事日程第4号の次「平成25年6月26日木曜日」になっておりますが、「平成26年6月26日」に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本日の会議は一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、福山晴美議員、2番、宮本要代議員、8番、三栖慎太郎議員、16番、尾和弘一議員、9番、田畑昭二議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、福山晴美議員、総括方式で質問を願います。

福山晴美議員。

○福山議員 皆さん、おはようございます。13番議席、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、国体リハーサル大会についてと高齢化社会の施策について、2点質問します。

まず、国体リハーサル大会についてであります。

昨年の12月議会で、国体開催に向けて「おもてなしの取り組み」と「市民との協働」という視点から一般質問させていただきました。本大会については、いよいよ来年に迫ってきましたが、ことしは3競技のリハーサル大会を開催する予定と聞いていますので、今議会では、リハーサル大会をどのような大会と位置づけているのか、また、開催に向けての準備の進みぐあいについてお聞きしたいと思います。

5月24日の土曜日、25日の日曜日の2日間、リハーサル大会のトップを切って、九度山町でなぎなたの大会が開催されたと思いますが、聞くところによると、観客も少なく、もう一つ盛り上がり欠けてたと聞いています。市民総参加で臨みたい国体です。岩出市に他府県から大勢の方がお越しになります。岩出市を知っていた

だくのに絶好のチャンスです。岩出市ならではのおもてなしで本番に臨めるよう、まず、リハーサル国体を成功させていただきたいです。市民総参加は、ボランティアで参加するのによし、各会場に1人でも多くの方が足を運び、競技を応援していただくのもとても大事です。市民の皆様にご協力をいただき、盛り上げていただきたいものです。

そこで、まず1点目は、開催に向けた準備状況についてお聞きします。

リハーサル大会の競技日程とあわせて、リハーサル大会の目的や位置づけをどう考えているのか。また、準備は着々と進められていると思いますが、円滑な運営に向けて、どのような準備を進めているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

次に、2点目のリハーサル大会での注意点についてであります。リハーサルということは、本大会に向けての準備の大会だと思います。リハーサル大会を開催するに当たって、どういった視点を持って開催する方針なのか、また、どういった点について注意していくのか、考えていることがあればお答えください。

次に、高齢化社会の施策について質問します。

近年、ますます高齢化が進んでいく社会の中で、いろいろと取り組まなければいけない問題点が浮かび上がってきています。高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯の増加、認知機能低下等が原因で招く深刻な問題が、新聞や各メディアで大きく取り上げられて、見聞きするたびに心が痛み、早急な対策が必要と感じています。

地域福祉活動に参加させていただいているのですが、その会場に来られた高齢者の方たちは、大きい声で笑ったり、歌を歌ったり、ゲームをして頭を使ったり、ラジオ体操や踊りなどで体を動かしたり、その日のメニューで楽しい時間を過ごされています。毎回楽しみにしてるんやで、いろいろ教えてくれてほんま楽しい、第1回目から参加してるんよ、おもしろいよとか、また、こんなの家のもっと近くにあったらええと思てんねんけど、そんな話も聞かれます。

このように、高齢者といっても、私の周りの人たちはとてもお元気で活発に活動されている方々も多くて、私も元気をいただいているんですけども、こうして足を運んでくださる人たちはいいのですが、定年をされて、家の中に入ってしまいがちになり、外に出るチャンスを失っているケースもあるのではと思います。というのは、ここに参加される方は、女性の方が大変多くて、男性の方は非常に少ないのです。積極的に外に出て人に会い、言葉を交わし、人とかかわり、地域とかかわる機会を、そんな場所をつくってあげる、見つけてあげることがとても大切です。地域が地域を支え、人と人が支え合うことが、これからますます必要となっていきます。

また、最近、認知症の方が増加していることも、深刻な社会問題となってきました。認知症は、誰もがかかる可能性がある病気とされています。早期発見ができればいいのですが、難しいケースも多くあると聞きます。家庭も、周囲の人も、認知症という病気を理解し、早期に発見して治療ができるのかが、本当に大事なポイントなんですけれども、大変難しいと言われていています。認知症の方はもちろんのことですが、その家族の方も含めて、支えていく必要があると思います。というのは、家族の中の人々が認知症になって、恥ずかしいから相談もできないと考えて苦しむ家族の方たちがあるようです。

それとまた、高齢者のひとり住まいの方、高齢者夫婦2人住まいも、とっても心配です。その人たちの身の回りのことを少しでも知ることが必要だと思うのです。どこにどういう人がいるのか、どういう状況の中で生活をしているのか気づいて、ご近所の方たちの協力を得ることはとても大事です。本当に高齢化が進むということは、社会にさまざまな問題が数多く出てきます。誰もが安心して生活ができるように、地域と地域、人と人が相互に支え、相互に助け合える社会にしていくことが、非常に求められていることが本当に大事になってきています。

そこで質問します。

1点目は、市の高齢者世帯や認知高齢者の現状は。

2点目に、高齢者が、住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりをどのように考えているのか。

以上、お願いします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

福山議員の国体リハーサル大会についてのご質問にお答えいたします。

1点目の開催に向けた準備状況について、まず、リハーサル大会の開催日程ですが、ハンドボール競技は、8月9日、10日の2日間、市立体育館におきまして、第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメントとして開催いたします。

それから、バドミントン競技ですけれども、11月22日から24日までの3日間、市民総合体育館におきまして、バドミントン日本リーグ2014、2部リーグいわで大会として開催いたします。

それから、ボーリング競技は、11月6日から9日までの4日間、紀の川ボウルで内閣総理大臣杯、文部科学大臣杯争奪第43回全国都道府県対抗ボウリング選手権大

会として開催いたします。

リハーサル大会の位置づけ、目的としましては、本大会のPRはもちろんのこと、本大会開催への練習の場ということで位置づけをしております、リハーサル大会の開催を通じて、問題点や課題を探り出し、本大会の円滑な運営に反映させていくことを狙いとしております。

次に、準備の具体的状況についてお答えいたします。

まず、会場についてですが、ボウリング競技につきましては、民間施設を借り上げることとなりますので、昨年度から県とともに協議を続けてまいりましたが、紀の川ボウルさんとの協議も整いまして、全面的に協力をいただくことを約束していただいております。

各競技の会場設営につきましては、昨年度から競技団体さんとの協議の上で作成いたしました設計書に基づいて進めてまいります。

それから、啓発事業としましては、5月16日、昨年度、東京の国体でハンドボール競技を開催いたしました東京都墨田区の職員さんをお招きしまして、国体開催に向けた取り組みについての研修会を開催して、職員の意識向上を図ってまいります。市民の皆様への啓発としましては、引き続き、広報いわでや市ウェブサイトにて啓発を進めるとともに、各種イベントでのPR活動に努めているところでございます。

運営ボランティアにつきましては、広報5月号、また、市ウェブサイトにも募集要項を掲載するとともに、市の各種団体さんのほうにも協力を依頼しているところでございます。福山議員からも、ボランティアの登録をしていただいております。ただ、目標300名ということで設定をしておりますので、友達、お知り合いの方にお声がけをいただけたら幸いです。ご協力よろしくお願いたします。

次に、2点目、リハーサル大会での注意点についてお答えいたします。

準備を進めるに当たりましては、先催県の情報・データ、いろいろと入手して参考にしておりますけれども、開催地によって、施設の大きさや会議室等の整備状況、また、周辺の状況等全て違いますので、岩出市の施設や岩出市の周辺の状況に応じた準備が必要でございます。当然のこととしまして、課題や問題点も先催県とは違う結果になるのかなということで想定してございます。

それから、特に注意する点としましては、選手、監督の動き、観客の動き、おもてなしコーナーなどのあり方、駐車場や輸送のあり方など、会場に来られる方々に快適に過ごしていただける環境整備面、この辺が最も重要になると考えておりますが、おもてなしをする側のボランティアの方々、また、市職員など、効率的、効果

的に動けるか、また、来場者に対する対応はどうかというようなさまざまな面で、課題や問題点を探り出し、本大会に反映させていきたいと考えております。

なお、この墨田区の職員さんから、リハーサル大会の反省点、課題として参考にしていただきたいということでお話がありましたのは、マイナー競技のリハーサル大会は集客が難しく、盛り上がりには欠けること。それから、競技会の運営能力の向上に重点を置くことが重要であること。大会終了後、運営の全てを検証し、課題を改善して、本大会の開催準備に移行すること。この3点とあわせて、競技、それから実施本部、式典の運営分野、おもてなし分野、それぞれの反省点についてもご指導をいただいておりますので、参考にしてまいりたいと考えております。

まずは、8月、ハンドボール競技のリハーサル大会を円滑に運営できるよう、全庁体制で取り組んでまいりますので、議員皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

福山議員の一般質問、2番目の高齢者施策についてお答えいたします。

1点目の市の高齢者世帯や認知症高齢者の現状はについてでございますが、本市の65歳以上の高齢者は、平成26年5月末現在、5万3,607人中、1万118人で、高齢化率は18.9%、最近では、平均して1%ずつ増加している現状でございます。

高齢者のみの世帯は、昨年度末で単身者が1,051人、夫婦世帯が1,310世帯となっております。また、認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から、認知症状があると判定された方は、平成26年5月末現在822人で、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、8.12%でございます。

市では、民生委員児童委員による高齢者世帯把握調査を実施し、各種介護・福祉サービスの内容等説明を行うとともに、必要に応じて見守りを実施し、また、民間の8事業者との間で市への通報等に関する協定を締結するなど、高齢者の見守り体制の強化に努めております。地域包括支援センターにおいては、さまざまな相談を受け付け、関係機関と連携して対応、支援を行っております。

また、認知症対策では、予防教室や各種研修会の開催、認知症高齢者本人及び家族のストレスや介護負担の軽減を図る支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支える応援者をふやす、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症予防や認知症高齢者と

その家族を支援する取り組みを行っているところでございます。

2点目の、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりについてでございますが、今後、ますます高齢化が進行し、核家族化により高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加していく傾向にある中、近所づき合いは疎遠となり、地域社会とのかかわりが希薄化するなど、相互扶助機能の低下が憂慮されるところであり、従来、地域の果たしてきた互助の役割が改めて強く求められるものであります。

市といたしましては、高齢者が年齢に捉われず、みずからの責任と能力において、自由に生き生きとした生活を送り、社会とのかかわりを持ち続けながら、常に充実した生活を送ることが重要であると考えており、高齢者の社会参加を促進する活動とあわせて、現在、児童福祉、高齢者福祉、障害福祉など分野ごとの施策を推進しているところであります。それぞれの制度の谷間にある対応が困難な問題など地域が抱える課題等を洗い出し、時代の要請に対応できるよう、地域社会を構築する市民みずからが主体的にかかわり、地域において、ともに支え合うという地域福祉を推進するための地域福祉計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、高齢者が認知症や要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしく生活が続けられるよう、地域のボランティア、NPO等、関係機関や団体と連携しながら、高齢者を見守るネットワークの強化や医療、介護、福祉を一体で支える仕組みなど地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 認知症サポーター養成講座のことで、ちょっとお聞きします。

先ほども言ったんですけれども、本当に家族が認知症であることを知られたくないと思うのは、社会で本当にまだまだ認知症という病気の理解が広がっていないことが原因かと思われまます。認知症をよく理解することは、これからますます重要となってきます。より多くの人々が理解し、助け合っていきたいものです。

そこで、岩出市では、この養成講座はいつごろから始められているのか。どういった場所でその講座を開いてきたのか。どれくらいの方たち、人が受講されたか。また、受講された方たちはどういう感想を持たれたのか。そして、これからもより多くの人たちに理解をしていただくために、受講の機会を数多く広げていってほしいのですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。



生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成講座についてでございますが、この講座につきましては、平成21年度から実施している事業で、25年度まで毎年度実施してきてございます。主に対象というところでございますが、一般市民を対象としたり、あるいはまた、民生委員、ボランティア団体、介護施設職員、それから民間企業、そういったところの方々を対象として養成を行っているところでございます。

それから、受講されている方なのですが、平成25年度末までで、延べ450の方に認知症サポーターの養成講座の受講をいただいております。

それから、感想というお話ございました。いろいろと思いはあろうかと思うんですけども、認知症本人の気持ち、あるいはその認知症の方への接し方、話し方について、すごくわかったということで、今後、支援に生かしていきたいなというふうな方のご意見が比較的多いかなというふうに感じてございます。

それから、こういう方々をふやしてはということでございます。地域において、1人でも多く認知症を理解して、支援するサポーターをふやしていくために、これまでは、講座的な形で開催を行ってきてるんですが、要望等ございましたら、こちらから出向くような出前講座なんかも検討していきたいなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○松下議長 以上で福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問を願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして総括方式で一般質問をさせていただきます。

1点目は、岩出駅のトイレ改修についてです。

先日、ご婦人から岩出駅のトイレの苦情を伺いました。私も岩出駅に行ってきましたが、一番の問題は、男女間の仕切りがなく、トイレに行って男性が使用していたら気まずくなります。乗降客の多くは中高生の女生徒であり、働く若い世代の方も多くいます。男女別のトイレになれた方々にとって、使用したくないトイレだと思いました。

トイレの改修の要望については、和歌山おもてなしトイレ大作戦の活用で改修をしませんかと尋ねております。「JR西日本が管理するのであるの、JR西日本

に要望する。」と答弁されました。それより先に、同僚議員が、岩出駅のバリアフリー化について質問をしています。

岩出駅は、1日当たりの乗降客数は3,700人から3,900人と推移しています。エレベーターの設置とトイレの水洗化についてのバリアフリー化を進める基準に合致していることから、今後、JR、国、県との協議が必要であり、経費負担等の課題も含め検討していくと答弁されています。それから2年が経過しています。岩出駅の駅員さんの話では「トイレの改修はすると聞いていますが、いつということはわかりません。」とおっしゃっていました。どのような話になっているのか、進捗状況をお答えください。

また、ことしはプレ国体として、ハンドボール、ボウリング、バドミントンの3競技が開催される予定となっています。来年は、紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会本番です。岩出市においても、花を植えたり、おもてなしの準備をしています。岩出駅は岩出の玄関口です。国体の開催に間に合わせるという努力をさせていただいて、トイレの改修はできないでしょうか。

2点目は、不妊治療についてです。

私たち公明党では、2015年「子ども・子育て支援新制度」の施行について、「子ども・子育て支援会議」を設置し、和歌山県子ども未来課よりレクチャーを受けたり、他府県の働くママ応援コーナーの視察、幼稚園を視察、また、働くママさんとの語る会を開催するなど研修を続けております。

働くママさんとの語る会のさまざまなお話の中で、不妊治療に助成をしていただけるよう、自治体に働きかけてほしいと要望されました。お子さんを望んでいるが、なかなか妊娠に至らず、治療を続けておられる方が多いと語っていました。そして、治療は精神的負担に加え、高額なため経済的負担も大きいと友の悩みを代弁しております。

我が国では、もはや人口減少は避けられないと、日本創成会議の座長を務める東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏が講演されています。急激な人口減少をストップするための提言では、希望出生率の実現を掲げています。既婚者が予定する子どもの数や、結婚を希望する未婚者が予定する子どもの数を平均すると1.8人になります。この数を希望出生率といいます。国民の希望をかなえるために国が対策をとれば、出生率が1.8になる可能性があるということだと述べています。

和歌山県では、コウノトリサポート事業として少子化社会の中、真に子どもを産み育てたいと切望するも、不妊に悩んでいるご夫婦を支援するため、実施主体が市

町村としての治療費の一部を助成しています。助成額が1年につき3万円が限度で助成されます。岩出市において、一般不妊治療費助成事業を申請し、妊娠に至ったという実績についてお尋ねします。

また、一般不妊治療で妊娠に至らない場合は、次の体外受精及び顕微授精の治療に進まれるそうです。治療は高額であり、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を県が助成をしています。若い世代が多い岩出市ですが、出産や不妊治療の機関がなく、他市、他府県に依存しています。お子さんを持ちたいという女性の願いについて、助成対象外の出費もあり、高額な治療費の助成をするお考えはありますか。お尋ねします。

3点目は、学童保育についてです。

社会保障と税の一体改革の一環として、子育て関連三法が2012年に成立し、消費税10%になった時点で、毎年7,000億円の新たな財源が子育て施策に投入されることになりました。市町村が実施主体であり、消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ2015年、新制度の施行が予定されています。

取り組みの1つの柱として、地域子ども・子育て支援事業の充実が挙げられ、学童保育の定員枠の拡充もその中に入っています。子ども・子育て支援新制度には、全てのニーズを反映する義務があり、岩出市においても、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、ニーズ調査が行われています。岩出市の全てのニーズを把握するため、ニーズ調査はどのように行われたのでしょうか。また、学童保育は岩出市において実施されていますが、実績と今ある課題について、市はどのように捉えられていますか、お尋ねします。

次に、岩出市の行ったニーズ調査の中で、小学校4年生以降の放課後の過ごし方で、学童保育のニーズはあったのでしょうか。また、政府が発表した2015年から5年間で定員枠を拡充するとしていますが、市はどのように取り組もうとしていますか、お尋ねします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の1番の1点目と2点目の岩出駅のバリアフリーについて、進捗状況は。それから、岩出駅のトイレを国体開催までに改修をにつきまして、関連がございますのであわせてお答えいたします。

岩出駅のバリアフリー化とトイレの改修につきましては、議員ご質問のように、以前に、宮本議員及び田畑議員にご質問いただいております「経費負担等の課題

も含めて、事業者であるJR西日本和歌山支社や県、国の協力及び協議が必要ということであり、今後検討してまいりたい。」と、このようにお答えいたしました。

その後の進捗状況につきましては、バリアフリー化は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき定められた、移動等円滑化の促進に関する基本方針により、岩出駅もバリアフリー化の対象となっておりまして、JRにおいて、改修対象駅のバリアフリー化を順次進めているところでございます。

また、市政懇談会においても、バリアフリー化の要望もいただいております、市といたしましては、JR西日本和歌山支社と和歌山線活性化検討委員会などで機会あるたびに話題としておりまして、県においても、機会あるごとに基本方針に基づき改修を行うようにと、JRに要望していると伺っております。

岩出駅につきましては、JR西日本和歌山支社において、現在、トイレ改修を含め、どのような形でのバリアフリー化をするのか、検討されているところであります。改修の時期につきましては、国体までにとの認識はあるということですが、明確な回答はいただけておりません。今後も、引き続き、JR西日本和歌山支社に対し、要請と協議を行ってまいりたいと考えております。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、不妊治療についての1点目、一般不妊治療費助成事業の実績についてお答えします。

過去3年間の助成件数と金額は、平成23年度34件、98万7,630円、平成24年度38件、109万4,058円、平成25年度27件、76万1,380円となっております。そのうち妊娠・出産に至った件数は、平成23年度、妊娠が24件、出産が22件、平成24年度、妊娠が20件、出産が14件、平成25年度、妊娠が9件、出産が7件でございます。

次に、2点目の特定不妊治療に市単独での助成をについてお答えします。

岩出市では、少子化対策の一環として、平成19年度から一般不妊治療費助成事業として、1年度当たり上限3万円を連続する2年度にわたり補助を行い、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に努めているところでございます。また、治療のいかなく妊娠まで至らなかった方につきましては、県が実施している特定不妊治療費助成事業を紹介しているところでございます。

特定不妊治療費助成事業は、体外受精や顕微授精に要する費用に対して、1回につき15万円を限度に助成する制度で、平成26年4月1日から助成対象範囲が変わり、それまで限度がなかった対象年齢が43歳未満となり、通算助成回数が10回から、40歳未満の方は6回、43歳未満は3回に見直されました。

市といたしましては、人口減少問題等少子化対策や子どもを産みやすい環境づくりは、国や県が挙げて解決すべき問題であると考えてございまして、今後、補助金を拡大するなど不妊に悩む方への支援拡大を図られるよう、国、県に要望してまいりたいと考えてございます。

次に、3番目ですね。3番目、学童保育についての1点目、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、ニーズ調査はどのように行われたのかについてお答えいたします。

ニーズ調査は、子ども・子育て支援事業計画の策定資料にするため、保育ニーズ、岩出市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に、平成25年12月13日から12月25日の間に実施いたしました。

調査方法ですが、ゼロ歳から小学校6年生までの児童の約半数に当たる約2,300名の児童を抽出し、その保護者に対してアンケートを配布、送付いたしました。回収率は70.4%でございます。

ゼロ歳から5歳までの就学前児童のうち、保育所及び幼稚園に通う児童は、地域や年齢、公立、私立の別が均等になるように、調査対象施設とクラスを指定し、それぞれの施設を通じてアンケートを配布、回収いたしました。これらの施設に通っていない児童については、ゼロ歳から5歳までの各年齢ごとに調査対象者を無作為抽出し、郵送により調査を行いました。小学校に通う児童につきましては、年齢、地域が均等になるようクラスを指定し、それぞれの学校を通じて配布、回収いたしております。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員ご質問の3番目、学童保育についての2点目、学童保育の実績と課題についてお答えいたします。

まず、平成25年度の実績でございますが、ホープ別の月別在籍児童数の平均につきましては、ホープいわで36.4人、ホープやまさき57.5人、ホープあいあい49.5人、ホープねごろ32.1人、ホープかみいわでA 24.3人、ホープかみいわでB 25.8人、ホープちゅうおう47.3人となっております。

次に、課題につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援法施行に当たり、国の指針の中で、支援単位ごとに必要な有資格者の人数が示されており、今後、新制度のスタートに向けて、有資格者の確保が必要となることとございます。

また、児童や保護者のニーズもさまざま、それに対応できるようにするために

は、指導者一人一人の資質向上が不可欠でございます。市教育委員会から指導主事を派遣し、子どもへの接し方などの研修を実施してございますが、県単位の研修会も拡充される見込みであることから、これからの研修会への参加を積極的に促すとともに、参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、3点目の小学校4年生以降の放課後の過ごし方で、学童保育へのニーズはあるのか。また、政府が発表した2015年から5年間で定員枠を拡充するについて、市の取り組みは。についてお答えいたします。

福祉課が実施したニーズ調査では、小学校4年生以降の学童保育に対する保護者のニーズは、就学前幼児の保護者に聞いたところ、18.0%、就学児童の保護者に放課後の過ごし方として聞いたところ、5.8%になっております。また、定員枠の拡大につきましては、平成25年度実績及び平成26年度申請状況を見ますと、平成26年度のホープやまさき以外は定員内でとどまっており、定員を上回ったホープやまさきでも全員を受け入れてございます。待機児童はございません。

さらに、今後、岩出市全体の児童数の減少が予想されていることなども考え合わせ、現時点では、現状で対応可能と考えております。なお、学童保育を含めた子育て支援につきましては、福祉課との合同会議を開催するなど協議しているところであり、今後、県から示される方針や保護者のニーズ等を見守りながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 働くママさんとの対話の中でお聞きしたのですが、年々晩婚化が進む中で、不妊に悩む友達が多い。また、卵子が老化するのが原因ではないでしょうか。ということです。そして、若い世代で性教育の機会があれば教えてほしいと語っていました。難しい問題を含んでいると思いますが、知識として持っていることは、結婚観や出産に関して参考になると思います。学校教育以外に性教育を受ける機会があるのでしょうか。

次に、学童保育なんですが、先ほどの1番目の質問と重なるかもしれませんが、先ほどご答弁いただきましたが、ニーズ調査で、4年生以降の放課後の過ごし方で学童保育へのニーズがわずかありました。子ども・子育て支援新制度が施行されていますが、4年生以降の学童保育について、先ほど「可能である」とお聞きしたんですが、再度ご答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

若い世代の方が、性教育を受ける機会があるのかということですが、不妊の原因には、男女それぞれに直接的な原因がありますが、種々の症状を誘発する間接的な誘因もあり、これらは生活環境や晩婚、晩産に伴う生殖機能の衰えも関係すると言われてございます。また、性感染症や過度なダイエットによる月経不順、生活習慣病など早い時期からの不健康な状態も関係するため、子どものころから思春期にかけて、健康な心と体づくりが重要な対策であると考えてございます。

市では、保健事業において、乳幼児からの健康づくりと生活習慣病予防を目指して、乳幼児検診や健康相談などで保健指導を行っているところであり、また、平成24年度から思春期保健の一環として、学校と連携し、小学校高学年を対象に生命の誕生や体と心の変化、情報とのかかわり方などを内容として、保健師が命の大切さ講座を行っております。次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、将来、安心して子どもを産み育てていくことができるような環境づくりを進める上で、今後、議員ご指摘の点も踏まえながら、関係機関等と連携し、保健活動を行ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員の再質問にお答えします。

小学校4年生以上を対象とした学童保育実施の考えはについてでございます。

福祉課のニーズ調査では、小学校4年生以上の学童保育についても、かなりのニーズが報告されていますが、これは就学前で、今後、学童保育を利用したいと考えている保護者のニーズと重複していたり、現に学童保育を利用している保護者のニーズが重複されていたりするためであると考えております。実際には、平成25年度の学年別平均実績を見ますと、1年129人、2年86人、3年59人となっており、学年が進行するにつれて入所者が減少してきております。こういったことから、先ほども申し上げたとおり、福祉課との協議等の中で、実際のニーズを見守りながら検討してまいります。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告3番目、8番、三栖慎太郎議員、一問一答方式で質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番、三栖慎太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、昨年の6月、9月議会に引き続き、入院にかかる保険診療の自己負担分に対する助成を中学生まで拡大することについての質問です。前回、前々回同様、まず、私の子ども医療費助成に対する考えを明確にしてから、質問をさせていただきます。

日本の社会保障における子どもに対する給付の低さは、全く情けない状況であり、国の責任において、一日も早く、しっかり拡充していくべきであると考えています。ただ、子どもの入院という大きな費用を伴う突発的なリスクについては、遅々として進まぬ国の改革を待つだけでなく、積極的に支援すべきであると考えています。その上で質問に入ります。

まず、これも前回同様ですが、子育てにかかる費用について申し述べます。平成17年版国民生活白書、子どものいる世帯の年齢層別消費支出で、小学生6歳から11歳の子どもがいる世帯と、中学生12歳、14歳の子どもがいる世帯の1カ月当たりの消費支出を比較すると、保健医療費は、9,600円から約10%の1,000円下がっています。ですが、教育費は、8,600円から2万4,600円と約300%の1万6,000円増、食費も7,000円増加し、トータルで2万4,000円、約8%、小学校から中学生に上がるにつれふえています。生活福祉の視点で子どもの医療費だけを見ると、確かに小学生から中学生へと成長するに従い、入院外医療費や薬局調剤医療費が落ちついてくるという認識を持つことは理解できます。

しかし、子育て世帯は、体が丈夫になってきて、医療費は減ったけれども、よく食べるようになったとか、教育にお金がかかるようになったとか、年々子育て費用がふえていくことを実感として持っているし、そのことは、政府の統計資料にも明確な数字として示されています。子育て世代は、日本の社会保障における子どもに対する給付の低さに嘆き、憤りながらも、娯楽費を削るなど日々の努力によって子どもたちを必死に育てているのです。

しかし、考えてみてください。欲しいものを我慢し、やりたいことを我慢し、ぎりぎりまで削減努力している子育て世代の家計に、子どもの入院という大きな費用を伴う突発的な事態が起きたときのこと、予期していなかった何万円、何十万円というお金を、ぎりぎりの家計から捻出しなければならない負担と不安を。生活福祉部所管の医療費という枠だけで、子育て世代の経済的負担軽減施策を考えるのではなく、教育費や食費等、子どものいる世帯の支出は、中学生になってもふえ続けるという事実を目を向け、あくまで、突発的な大きな費用抛出を伴う負担と不安を回避させてあげるといふ住民サービスは、あってしかるべきではないでしょうか。その



際、必要となる執行部試算の約150万円の税金使用に、市民の皆さんは「ノー」と言うのでしょうか。ぜひともいま一度、いま三度ですね、生活福祉部所管の医療費という枠を超えた視点で、入院助成を中学生まで拡大する検討をしていただきたい旨申し上げ、1回目の質問といたします。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員一般質問の1番目、入院に係る保険診療の自己負担分に対する助成を中学生まで拡大することについて、お答えいたします。

議員のほうからも先ほどお話がございましたが、これまで過去2回、議員からの一般質問においてお答えいたしましたとおり、市といたしましては、子育て支援策の1つとして、医療機関への受診の機会が多い小さい子どもを対象に、子ども医療費助成事業を実施しており、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたものでございまして、市単独で中学生を対象とすることは考えてございません。

議員ご承知のとおり、この事業は、各自治体の実施主体であるため、自治体間で差異が見られ、子育て世代間で不公平感が生じていることから、国の責任において、統一された制度の中で全ての子ども、子育て家庭に平等に提供されるべきものと認識しており、国に対し、平成25年12月17日付で、市議会議長名による、国において子ども医療費助成の創設を求める意見書が提出され、また、県市長会、近畿市長会及び全国市長会においても、毎年、重点要望として、子ども医療費無料化制度の創設を国に働きかけているところでございますので、ご理解願います。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 毎回同じ答弁をいただいておりますので、十分よくわかっております。

ただ、子育てに頑張っておられる市民の生活実態に目を向け、困っている声に耳を傾け、日々、支援策を進化させていくことは、常に念頭に置いていただきたいと思います。部の枠を超え、入院助成枠の拡大も1つのアイデアとして再検討の余地を残し、研究していただきたいと思いますと考えますが、しつこいようですが、いかがでございでしょうか。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

支援策を進化ということでございます。毎回同じ答弁になって恐縮でございます

が、市の考え方といたしましては、先ほど第1回目で答弁させていただいたとおりということで、よろしく願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 毎回同じ答弁をいただいているわけではございますが、福祉部長とは、少しずつ気持ちがつながってきてるといような感じも、個人的には受けておりますので、今後も懲りずに質問を続けていきたいと思っておりますので、ぜひとも、同じ答弁でも結構ですので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問をお願いいたします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 続きましては、2点目としてスケートボード等、B3スポーツの振興について質問をいたします。

ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、B3スポーツというのは、スケートボード、スケボーですね、スケートボード、BMX、バイシクルモトクロス、自転車でアクロを走る競技ですね。インラインスケート、ローラースケートのタイヤが一直線になっているやつですが、その3つのスポーツの総称です。

質問の内容を具体的にするために、以下はスケートボードをメインに取り上げて進めさせていただきたいと思っております。実は、スケートボード、ロンドンオリンピックの種目候補に挙げられたり、オリンピックで2回金メダルを獲得しているスノーボードハーフパイプ界の王者と言われているショーン・ホワイト選手が、もともとスケートボードの世界チャンピオンであったり、記憶にも新しいところですが、ソチオリンピックで日本史上最年少の銀メダリストとなったスノーボードハーフパイプの平野歩夢選手、彼の技術を支えているのが、実は4歳から始めたスケートボードによるトレーニングといったことから、競技としての評価や注目度が高まっています。世界的にはすごく高まっています。

とはいえ、日本では、まだまだ競技人口も少なく、マイナースポーツの範疇にあることも確かです。さらに、町なか、いわゆるストリートで発展してきたスポーツですので、スロープのついた階段の手すりですとか、ベンチ、縁石、そういった構造物は、スケートボードやる人にとって最高にチャレンジしがいのある障害物、セクションです。一部のスケーターが、そういう構造物のある公共の施設や公園、大型商業施設の駐車場などで、管理者や地域住民への配慮を怠り、迷惑をかけた結果、

練習場所自体をどんどん自分で減らしているというのも偽らざる現状です。

ただ、今回の質問に至った私に、B3パーク建設の要望を話してくれたのは、現状に至ったそういうスケーターたちの行動を反省し、地域社会に認めてもらうことから始めようと組織をつくり、ボランティア活動にも積極的に参加するといった未来のために一歩踏み出した方々です。彼らの目標は、最終的にはB3専用のスポーツパーク建設ですが、数百万円から数千万円の血税を投じていただくために、まずは、地域社会にスケートボーダーのことを認めてもらい、さらには「競技を通じて岩出市の子どもたちに夢や希望を提供できるようなスポーツに育てていきたい。」とおっしゃってくださっています。

ですから、一歩踏み出した志のあるスケーターのために、まずは理解する努力と公平なチャンス、そして、できることなら積極的な応援をしてほしいという思いを込めて、以下の4点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、今、現在進められているスポーツ推進計画策定に当たっては、スケートボード等競技人口の少ないマイナースポーツも、ぜひ、議題に含めていただきたい。また、それに際して、実際に活動している方々、子どもたちも含んでいただくとありがたいですが、の意見を十分に聞いていただきたいというのが1点目。

2点目、スケートボードなどのB3スポーツのグループは、すごく平等的関係性が特徴で、幅広い年代層が集まっているにもかかわらず、とてもフラットで、多様性を許容する自由さが感じられます。そのため、社会的関係性を自然に習得する機会として、非常にすぐれているというふうに、私も実際現場に何度も通い、肌で感じています。ぜひ、教育行政の立場からも着目して、研究を進めていただきたいなと思っています。

と申しましても、いきなり中学校にスケートボード部をつくってほしいとか、学校の校内にミニミニスケートパークをつくってほしいといったハードルの高い取り組み、研究を希望しているわけではありません。例えばなんですが、国際武道大学の松井完太郎教授、僕大好きな先生なんですが、この方は、体の使い方とか精神性における武道とスケートボードの共通性に着目して、武道大学の授業においてスケートボードを取り入れられていらっしゃいます。また、諦めないスケーターと熱い行政マンが出会い、17年越しで世田谷公園スケートボード広場が実現した。これ実際の話なんですが、という劇的な物語を授業で取り上げ、武道大学の授業です。で取り上げ、学生の人格形成の一助に活用されたりしています。

こういった実際にスケートボードの有効性に着目し、既に教育に取り入れている

先例があるわけですから、学習指導要領の枠外という理由だけで、諦める、否定するのではなく、ぜひとも、ひょっとしたら使えるかもしれません。研究していただきたいというのが2点目です。

3点目、スケートボード等のB3スポーツは、スポーツであると同時に、若者を中心とした文化、ライフスタイルとしての側面も持っています。若い人たちの参加が重要な課題である行政の各種イベントにおいて、スケートボードのデモやスケートボード教室の開催は、そういった層の参加動機になり得るものではないかなというふうに思っています。ぜひとも、文化振興行政の観点からも、研究を進めていただきたい。これが3つ目です。

4つ目、これはなかなかいいアイデアだなと思ってるんですが、京奈和道の高架下、これからどんどんできてくるわけですが、の有効利用とか、稼働率の悪いスポーツ施設や公園、駐車場等の利用目的変換、既存スポーツ施設等の改修、公園やスポーツ施設等の新設などの機会には、今まで申し上げたような効果が期待できるであろうB3スポーツ、スケボーを初めとする新しいスポーツの施設を熱望する市民の声が、少なからず存在することを常に意識していただき、そういった点も含めて、研究を進めていただきたいというふうに思っております。

以上、1回目の質問でございます。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 三栖議員一般質問2番、スケートボード等B3スポーツの振興についての1点目、スケートボード等B3スポーツの振興についての考えは、についてお答えいたします。

スポーツ推進計画については、現在、策定作業を進めておりますが、B3スポーツやニュースポーツの施設整備については、一過性の側面も持ち合わせていますので、どれだけのニーズがあるのか、市民のコンセンサスが得られるのか、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 教育部長とお話をさせていただくのは初めてでございますので、今後ともよろしくお願いたします。簡潔な答弁ありがとうございました。

もろもろ申し上げたんですが、要は随分ハードルを下げ、まずは研究してくだ

さいと、スケートボードのことをよく知っていただいて、こういう効果があるよ、こういう施設があったらうれしいんだよ。という市民のニーズがあるんだよ。というようなところを、気にかけていただければなというふうに思って、質問させていただいてるわけでございます。

具体的に言いますと、意見を聞いてくださいというふうに申し上げましたが、何もスポーツ推進計画策定会議のようなところで、仰々しく話を聞くということでもなくても全然構わないと思います。定期的に、今は、さぎのせ公園の隅っこのほうで練習を定期的にされてますから、練習風景を見がてら、担当者の方が、訪ねていってお話を聞くというようなところからのスタートでいいと思います。というか、逆に生の声を聞ける、コネクションをつくれるという意味では、そのほうがいいのかもかもしれません。

また、研究をしてほしいというのも、何もプロジェクトチームを組んでというような大げさな希望ではもちろんありません。私の今回の一般質問に触れて、何か思うところがあった職員の方々は、それこそ時間のあるときに、スケートボードに関連する検索をコンピューターでちゃちゃっとして、気になることや役に立つアイデアがあれば、ブックマークして、ストックしておくというようなことだけでも、とても意義があると思います。例えば、週に10分、週に10分ですよ、週に10分、スケートボードのことをネットで検索したりして、研究するだけでも、1年間で500分、8時間研究したことになるわけですから、1週間に10分だったら無理とは言えないと思いますね。そういう積み重ねが大事やと思います。

複数の担当者がそういうことをしていただいて、それだけの準備があれば、いざ、何かの拍子に、スケートボードパークつくってもいいなみたいな機会があらわれたときに、すばらしい知識とコミュニケーションの集約結果が、1週間に10分の積み重ねだけで発揮できるというふうに思っています。多くの税金投入を認めてもらうために、私も含めスケートボードを愛する方々の継続的な努力というのが、絶対に必要だと思っています。

ただ、その努力を無駄にしないために、機会が来たときには、きちんと土俵に乗せる。その準備をしていくことは、市民との協働がますます重要になってくるこれからの時代、行政にとって最重要の課題であるというふうに私は考えております。ぜひとも研究してくださると、教育部長おっしゃっておられましたので、ぜひとも継続的な研究と、でき得れば積極的な応援もお願いしたいというふうに思いまして、再質問とさせていただきます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 再質問にお答えいたします。

スポーツ推進計画の策定の中で、今回のマイナースポーツなどの議題につきまして、今後、策定委員会等でもご審議する中で、今回、このような一般質問があったことを策定委員会には報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 3点目は、市民が、もっと気軽に自分たちの手で街をきれいにする活動に一步踏み出せる仕組みをつくっていただきたいという質問をさせていただきます。

梅雨のこの季節、皆さん、通勤途中等々で見えておわかりだと思えるんですが、道路際や公園の雑草は、刈っても刈ってもどんどん生えて、驚くほど生い茂っております。また、町なか至るところに散乱するポイ捨てごみは、毎朝毎朝掃除しても、翌日にはびっくりするんですが、ほぼ同じだけ捨てられています。年に数度の行政による雑草処理や清掃活動では、とても追いつかないのが現状であると思えます。

そういった現状を憂いてか、多くの市民がボランティアとして、街の美化に協力してくださっています。私の周りにも、黙々と道路際の草を刈ってくださる80を過ぎたご高齢のおじいちゃんとか、毎週末、大きなごみ袋を手に、ごみ拾いをしてくださってる方がいらっしゃいます。団体や企業による大規模なボランティアも、とても大切で本当にありがたいことですが、ご自分の身の回りや目につくところで気になった雑草やごみといった街の悲しい部分を見て見ぬふりせず、まず、ご自身が一步踏み出して草刈や清掃を始めてみる。決して誰かに褒めてもらったり、応援してもらえないのに、1人でこつこつと身近な社会問題の解決に向けて自分の体を動かしてみる。こういった有志の方々の広がりこそが、市民自治の成熟にとって、最も重要なことではないかと私は考えています。

そして、そうした有志の方々が気持ちよく活躍できるように、制約を緩め、ニーズに寄り添って応援することが、今後の行政に求められることではないでしょうか。そういう観点に立って、以下3つの質問をいたします。

まず、1点目、団体に属さず1人でごみ拾いや雑草刈りといった身近な社会問題の解決に向けて頑張っている方が、個人であっても、公的に応援してもらえる仕組

みを導入していただきたい。北海道滝川市「たきかわまちぴか協働隊」がよい例だ  
と思い、事前の打ち合わせでも提示しておりますので、少し紹介します。

これは滝川市のホームページの制度お知らせからの抜粋です。

「これからのまちづくりを考えると、まちの美化は、住民と行政が互いに協力し  
あって取り組むテーマではないでしょうか。特に、多くの人々が利用する道路や公  
共施設がきれいになっていることは、心地よさとともに、地域や市全体の誇りでも  
あります。ただ、大がかりに取り組むとなると大変な労力を要するので、なかなか  
行動に移せないものです。身近なこと、誰にでもできることから始めると取り組み  
やすいでしょう。そこで、市では、たきかわまちぴか協働隊を随時募集していま  
す。」とあり、特に、ここから大事なんですが「既に環境美化などのボランティア  
活動を実践している方、実践されている方は」という項目を特別に立てて、以下の  
ように案内しています。

「市に登録、届け出をしていただくだけで、活動内容は今までと変わりはありません。  
登録していただくと、ごみや雑草を入れるボランティア袋を提供します。活  
動中、万が一事故が起きたとき、保険で対応します。希望により活動を示す表示板、  
アダプトサインを設置し、市民の皆さんに周知します。」とあります。お一人で活  
動してくださってる方の気持ちをよく理解した、視点がすばらしい制度だと思いま  
す。ぜひ、研究していただきたいというのが1点目です。

2点目、和歌山県もアダプト・プログラム、幾つか実施されています。その中の  
スマイルリバーで、これ振興局に行って「どういうものを借りれるんですか。」と  
聞きにいったこともあるんですが、貸与してくれる物資は、ごみ袋と草刈鎌です。  
何百坪もある河川敷の背の高い草を刈るのに、草刈鎌、実際の作業がイメージでき  
ていない貸与物資等の制度は、逆にボランティアの意欲を奪います。

市に置きかえてみましょう。例えば、高齢者が多くなり、手入れが困難になって  
いる50坪から100坪程度の公園をイメージしてください。とある100坪程度の公園で、  
私、実際に実験を行ったんですが、人力で、正確には草刈り鎌じゃないですね、三  
角ホーというやつなんですけれども、あれで人力で除草するのに2時間強かかりま  
した。2週間ぐらい待って、後日、同じところ、同じ面積、同じぐらいの雑草の伸  
びのときに、今度はエンジン式の刈払機で除草してみました。たった30分で終わ  
りました。実際に、ボランティア活動している方々の何が必要なのかというリクエ  
ストに耳を傾け、本当に必要な物資を貸与する。これは必要だと思いますので、ぜひ、  
ご検討をお願いしたいと思います。

3点目、2点目でも少し触れましたが、高齢化が進んで、公園等の草刈や溝掃除が困難になってきている現状を、アダプト・プログラムの導入による需要と供給のマッチングで、解決の一助としてみてはどうでしょうか。という提案です。

例えば、市において、高齢化により草刈り等、維持整備困難な公園があると、それを需要として管理します。アダプト・プログラムに登録して下さってる会員に向けて、こういう草刈られてない公園があるよ。という需要情報を提供します。それで、アダプト・プログラムの会員から、ボランティアしますよ。という申し出を供給として受け取り、市のほうで、それをマッチングさせて、マッチしたらボランティア作業による公園整備完了というふうになります。その際、先ほど申し上げた使用する刈払機等の機材を市が用意すれば、ボランティアの負担も発生しません。こういったイメージです。

以上3点、ぜひ、ご一考いただきたく、1回目の質問を終わります。

○松下議長 3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の一般質問3番目、アダプト・プログラムのような仕組みの導入をについてお答えいたします。

まず最初に、個人的にも公的な支援していただけんかという話がありました。現在、市のほうでは、ボランティアする団体等に対しまして、ごみ袋を配布してございます。これにつきましては、単なる美化活動だけでなく、清掃活動を通じて人と人々が触れ合う機会や地域コミュニティー、これを形成していただく、こういったことを目的としているものでございますので、個人は、今のところ対象となってございません。

このアダプト・プログラムの仕組みの導入というところでございますが、アダプト・プログラムは、公共施設である道路、公園、河川などを、区・自治会や各種団体、企業などが行政と役割分担し、協働で取り組む自主的な環境美化活動を行うものであると認識してございます。

市においては、現在、年間で90数団体が、自主的に自分たちが住むまちをきれいにするための清掃活動を公共施設中心に展開されており、市からも、ごみ袋の無料配布やごみの回収等の支援を行っているところでございます。

また、本年度で23回目を迎えるクリーン缶トリー運動の実施を契機として、毎月、定期的に清掃活動を行う団体や、身近な地域で清掃を行う各種団体などが見られるようになり、市民の美化意識は確実に広がり、地域に定着してきているものである



と考えてございます。

市といたしましては、制度について一定の評価ができる取り組みであることは、理解できるものでございますが、必要性に対しては、既に、ボランティアによる活動が数多く実施されていることから、今後、個人参加の状況や貸与物質などを含め、実施効果や問題点等を整理し、他部局と連携しながら、導入の有無を見きわめてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 そうですね、その団体に参加してコミュニケーションを図るといような考えもあるということ、それは、ちょっと僕も落としてたので、なかなかそれはいい考えだな。というふうに感心しております。

ただ、私もそうですし、1人でやってる方に聞くと「自分のペースでやりたいんだ。1人で」と、「とにかくもう、ウォーキングしている最中に気になって気になってしょうがないから、ごみ拾っちゃうんだよ。」とおっしゃるんです。多分、岩出駅ぐらいまで根来から歩いていかれてると思うんですが、その間に、グレーチングの間から草が出てると、もう気になってしょうがない。刈ってしまうんです。僕も常に自転車に鎌積んでますけど、気になってしまうんですね。危ないですかね。気になってしまうんです。

ですから、そういう人たちというのは、本当に自分のペースで、群れることなく1人で、別に誰に褒めてほしいわけでもないんだけど、やってるという方も、ある一定数以上いらっしゃると思うんですね。そういう方をよく見ていると、大抵は緑の有料のごみ袋、多分ご自分のなんでしょう。持って、ごみを拾ってらっしゃいます。そういう方々が、例えば、大きな組織を1つ岩出市でつくってあげて、そこへ名前書いといてくれるだけで黄色い袋あげますよと、煩雑な手続なしに応援しますよと、ごみ袋1枚ぐらいのことですけれどね、そういう仕組みが、この北海道の「たきかわまちぴか協働隊」というところ、すごくよくわかって、導入してくださってるんだと思います。

ですから「導入について、効果を見きわめながら研究する。」というふうにおっしゃってくださっていますので、ぜひとも、そういう方々が一定数量いるということ念頭に置きつつ、おっしゃったように、研究を進めていただきたいなというふうに思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

アダプト・プログラムにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。個人的に、現在もいろいろと市内の環境美化ということで、ごみを拾っていただいている方がいらっしゃる。このようなこと、我々も認識してございます。非常にありがたいなということでございます。こういう方々に支援をということでございます。個人的な活動の輪が広がれば、団体活動へとつながる場合も、これはある。一方、行政側のほうで支援をするということになりますと、ごみ袋を交付するだけでなく、回収等もあわせて行う必要も出てくるのかなというようなことがあって、これらによる問題等とも当然考えておく必要があるのかなというふうに考えてございます。

ということで、今後、個人への支援につきましては、想定される課題等を整理した上で、その上で問題が生じないかどうか、そんな方法があるのかどうか、それらを含めて検討したいなと、このように考えてございますので、よろしく願いいたします。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の3番目の質問を終わります。

以上で三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時5分から再開いたします。

休憩 (10時50分)

再開 (11時05分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず最初に、質問項目についてであります。市長の市政運営について。

2番目に、障がい者について。

3番目に、水害被災者について。

4番目に、当市の情報公開について。

5番目に、大門池裁判について。

6 番目に、行方不明者の現状と対策について。

7 番目に、時代認識について。

8 番目に、水道料金について、質問をさせていただきたいと思います。

質問内容については、事前に窓口でお話をしておりますので、略することなく誠実な答弁をまず最初に求めておきたいと思います。

まず、第1の問題であります。市政運営における市長としてのリーダーシップについてであります。

市長として、さきの選挙が終わりまして、2年を経過をするという、9月を迎えますと2年が経過するわけであります。これから、あと2年の任期中における、これからの方針についてということではありますが、まず、前半の総括と、今後の岩出市をどのように導いていくのか、中芝市長の決意をお聞かせさせていただきたいと思ます。

そこで、具体的に質問をさせていただきます。

まず、行政組織運営と市長のリーダーシップについての認識であります。

市長は、1人の政治家であると同時に、行政の長であります。しかし、この政治家の視点と行政の長としての視点が混在することがあると思われまます。市長の考える市長としてのリーダーシップについての認識を、まずお聞かせください。

さらに、市長のリーダーシップには、的確なリーダーシップにより、市民が安心して市政運営を付託できると感じる側面と、市役所内において何百人の市職員の意思統一を図り、事務事業を進める側面とがあります。特に、組織人としてのリーダーシップには、みずからの考えを示して、市職員の意見を取りまとめる能力が必須であります。このリーダーシップが、市役所組織内の信頼関係を築くと考えるものでありますが、あわせてご見解をお聞かせください。

2番目に市長の権限と補助職員の認識についてであります。

地方自治法第147条において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」とうたっております。また、同法第148条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とうたっているのであります。

市長は1人、地方自治体を総括し、これを代表し、管理、執行する権限を持つ、ただ1人の市長であります。市長以下の市職員は、市長の補助職員であり、市長の権限と補助職員の認識を示していただきたいと思います。市長のリーダーシップとして、人事政策は大きな意味を持つものであります。ある種、経験主義的な部内、

課内持ち上がり的人事政策となっていないのか、と考えるのでありますが、この点についてもお示しをいただきたい。また、経験主義的人事政策が横行すれば、縦割り行政の弊害を生む温床となると考えておりますが、この点についてもお聞かせください。

さらに、市職員の年齢構成は、団塊の世代がここ集中することになります。2035年問題として大きくクローズアップされている現状において、行政のサービスは中断することなく、継続性と斬新なアイデアで市民サービスが求められていると、私は考えております。この間、入所して、短期間で退職する職員が、どれだけ岩出市にはおられるのか、ご答弁を求めたいと思います。

次に、3番目の大きな項目であります。

市長の結果責任と政治責任の認識問題であります。

市長は、行政の長としての行政の結果責任を問われると考えております。これは、作為の結果、不作為の結果の双方について、結果責任を問われることを意味すると考えておりますが、これについてのご見解を示していただきたいと思います。

後半の2年間、市長にとって重要な年次と考えております。市政運営において結果責任を問われることは、同時に、政治的責任を問われることを意味すると私は考えておりますが、中芝市長の認識をお聞かせください。

次に、4番目に岩出市において今何が問題なのか。課題があるという認識を持っておられるのか。どういう課題があると認識をされているのか。具体的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、5番目に、これから、そしたらどうすべきか。岩出市の将来あるべく将来の方針についてお聞かせを、まず最初にお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○松下議長 ただいまの1問目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 少し時間がたってますが、皆さん、おはようございます。

尾和議員の1番目、市長の市政運営についての一般質問にお答えしたいと思えます。私の市政運営に対する基本姿勢ということで、一括してお答えをいたします。

市長の職というのは、市長選挙によって市民の信任をいただき、地方自治法などの定めるところに従い、職務を遂行することになりますが、市長は、市の代表者として、当然のことながら長期的な視野に立って、公正な市政運営に努め、市民生活の質の向上を目指して最大限の努力をするものであります。そのため、私は、市政

運営における基本方針として、「自主財源の確保」「まちづくり」「対話と協調」の3項目を掲げております。

また、岩出市で発生する全てのことに対しては、岩出市が責任を持たなければならないと考えておりました、これまでも真摯に対処してきたつもりではありますが、議会においても、執行部が提案する議案の審議などにおいて、ご意見、ご指摘をいただいておりますので、その役割の一端を担っているということをご認識いただきたいと思います。

私は、市制施行9年目の岩出市は、あらゆる部分において発展途上にあると考えております。私には、市長としての任期がありますが、岩出市は半永久的に存続していくわけですから、職員には岩出市を守り抜いていけるよう、引き続き、能力向上に取り組んでいくよう、指導してまいりたいと考えております。岩出市のあるべき将来の方針については、長期総合計画に掲げたとおりでありますので、岩出市長としての任期期間中は、長期総合計画に掲げる将来像の実現を目指して努力してまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の一般質問にお答えいたします。

まず、縦割り行政の関係でございます。行政事務につきましては、それぞれの分野で専門性を発揮し、また、責任と権限を明らかにできるように部局ごとに基本として業務に取り組んでおります。縦割り行政の弊害生じないようにということでございますけれども、部局間を超えた横の連携を図りながら、市民の皆様方のニーズにお答えできるように取り組んでございます。

それから、退職者、短期間の退職者の関係ですけれども、平成23年で2名、平成24年で2名、平成25年で3名でございます。

それから、職員の年齢構成につきましては、10歳刻みでございますけれども、18歳から29歳まで65名、20.1%、30歳から39歳、77名、23.8%、40から49歳、96名、29.7%、50歳以上、85名、26.3%、以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、具体的にお聞きをしたんですけれども、それについてはないということで、全く理解ができないんですが、議会と行政のあり方についてもお聞きをしたいと思うんですね。議会というのは二元代表制ですから、市長に厳しいことを言うことも当然あります。そういう中において、議

会と行政との立場において、岩出市の行政が正しく運営されていくということが求められていくというふうに思うわけであります。

私は、市の組織そのものについて、やはり先見の目を持って、今、市長も言われましたが、岩出市においては、市長が変われば岩出市がなくなるわけではありません。50年、100年のスパンで物事を考えて、行政運営をしていく。今、最適なことは何をすべきかというのが、現在おられる中芝市長の残された2年間であろうと思うわけであります。

そういう意味から、もっと具体的に、市長が今抱えている問題、長期総合計画の中で示しているからということじゃなくして、どういう問題が岩出市にあるのか、課題としてどういう解決策をしていくのか、この点について、もう一度、具体的にお聞きをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問についてお答えいたします。

今後2年ということで、まちの課題はどうかという、こういうご質問でございます。長期総合計画の前期基本計画、これは平成27年度末を計画期間としたものでございます。この基本計画の中に、まちの基本課題として掲げてございますので、この点については、完了年度まで進めていきたい、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総花的で、具体的に聞いたにもかかわらず答えない。こういう姿勢というのは、やっぱり市民に対して失礼に当たると思うんですね。私は、具体的に聞いたことについては、具体的に答弁をするという、こういうキャッチボールのやり方が、議会における健全なる姿勢であろうと、姿であろうというふうに思うわけであります。

なぜ、私はそれを言うかといいますと、3月議会において、私の質問に対して中芝市長は「いいかげんにせよ」という、この議場内で発言をされました。これはゆゆしいことなんですね。今、東京都議会において、ある議員が、女性の質問に対して、質問したことによって、大きく世界的にも取りざたされております。なぜそういう姿勢が出てくるのか、私は謙虚でなければならないと思っております。

この議場において、品格ある行政のこの最高の決議機関であるこの議会が、こういう実態にあるということは、許しがたいことであるというふうに私は考えております。その上で、具体的に質問をし、具体的に問われたことについては、答弁をす

る。これがあるべき姿だろうと思うわけであります。その点についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、人事政策のところ、総務部長のほうから答弁をいただきました。これは、意欲ある人材が前向きに仕事をしようとするほど、魅力を感じない組織となっているのではないかということで、各地方公共団体の中で、入所して短期間で岩出市においても3名、2名、3名の方が、希望と夢を持って岩出市職員として採用されながら、短期間で退職される。これはなぜかということをお考えすると、有能な人材、職員、こういう財産を、給与というコストをかけながら、失うことになっているのではないかというように思っているわけであります。新しく岩出市に就職されて、職員として、これから市民のために一生懸命頑張ろうという人たちの意欲をそぐような人事政策、職場の雰囲気があるのではないだろうか、私は危惧をしている点があるわけであります。そういう中において、今後、人事政策についての方針も再度お聞かせをいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の抱えている課題等についてはたくさんございますが、これは、私以下、補助職員が市長の指示に従いながら、精いっぱいこの岩出市の市民の福祉向上、市の発展に向けて取り組んでまいりたいということをお、まず申し上げておきます。

それから、私が補助職員のトップということで、2年余り、私が岩出市にお世話になってからの私から見た市長ということで、少しお話をさせていただきます。

当然のことながら、この自治体の首長というのは、まず健康で、体力に自信がなくてはできない職だというふうにお思えます。中芝市長の場合も、年中ほとんど休むことなく、市の発展のために思い切り尽くされているというふうにお、その市長の姿を見て感じてございます。

それから、国とか県のこの、特に、幹部職員等とこれまでの間、築かれてきたこの人脈、これは強烈な人脈を築き上げてこられたんだなというふうにお感じしています。市長自体が民間企業出身者ということで、私どもにない経営感覚というんですか、視点を持たれております。特に、この岩出市の健全財政、これを常々思ってもらえて、みずからが、毎年、国等に出向いて積極的に交渉する中で、岩出市の財源獲得にも努めてきておるといふふうにお考えしております。

それから、トップダウン的な部分もありますけれども、これについては、私は、

従来の価値観や仕事のやり方で経験を重ねてきた市の職員が、ある程度いや応なく発想の転換を迫られるんじゃないかという意味も含んでいるというふうに思っております。市の職員は、日夜一人一人、非常によく頑張ってくれておると私は見ております。これから、職員一人一人が地域のこと、それから住民のこと、今は声なき将来世代のことを真剣に考え、対話を繰り返しながら、特に、市長の思い、方向感、こういったことを共有するというのが、非常に大事だと思いますし、我々行政のプロとして、道筋を誤らないよう根拠を明確にした選択肢を市民に示していく。こうしたことが非常に大切であると私は考えてございます。市長を補佐する立場として、これから職員の意識改革を初め岩出市の発展に向けて、職員自体も生き生きとこの職務に取り組めるような、そういう環境も私なりにインプットしながら、仕事をしたいというふうに思っております。

以上です。

それからもう一点、人事の関係で、採用後1～2年で退職する職員が出ているということなんですが、これは、ほかの自治体、あるいは県でもこうしたことが生じております。一概に退職、職場のムードがとかいうようなことで退職をするというふうに私は思っておりません。それぞれ、さらにこの自分が目指すところに向けて進んでいきたい。そういった若手職員も数多くあることを申し添えておきたいと思っております。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問、岩出市の問題点、それにつきましては、先ほどから申し上げてますとおり、長期総合計画に総花的に上げてございます。これを一つ一つ計画的に処理していくことであると思っております。そら、問題はいろいろあります。まず、バランスのとれたまちづくり、進めてまいりたいと思っております。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

2番目の質問は、障がい者、社会的に弱者である障がい者の問題について質問をさせていただきます。

ここで、特に問題にしているのは、国等において、障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律が、平成25年の4月から施行をされております。昨年4月からであります。地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を



図るための措置を講ずるよう、努める責務が定められているのであります。よって、岩出市において、その取り組み状況についてご答弁をいただきたいと思いをします。

具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における障がい者数の人数と、就労施設はどのくらいあるのかについてであります。

2番目に、調達方針の策定、公表及び方針はどうされているのか、公表されているのかどうか。

それから、3番目に、また、岩出市職員の雇用実績、これは法定で決まっておりますが、障がい者の法定雇用率の引き上げによって、岩出市の職員においてこの法律をもって定められたように、雇用実績についてお聞きをしたいと、実態をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の2番目の障がい者についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目、障がい者の人数と就労施設はどのくらいあるのか、についてでございますが、岩出市の障がい者の人数につきましては、平成25年度末で身体障害者手帳保有者が1,804名、うち18歳以上の方が1,755名、療育手帳保有者が364名、うち18歳以上が210名、精神障害者手帳保有者が248名、うち18歳以上が243名となっております。

岩出市の障がい者が利用している就労施設につきましては、就労移行支援事業所が7カ所、就労継続A型事業所が10カ所、就労継続B型事業所が16カ所となっております。

次に、2点目の調達方針の策定、公表及び方針はどうか、についてでございますが、本市におきましては、平成26年4月1日に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて方針を定め、公表したところでございます。

方針の内容は、本市の全ての部局が発注する物品等の調達を対象とすること、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を市内各部局へ提供すること、この情報に基づき、各部局において可能な限り障害者就労施設等への発注に努めること等となっております。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、障がい者についての2点目ですけれども、市役所の障がい者の雇用状況についてです。

市役所の障がい者雇用実績につきましては、平成26年6月1日現在で4名であります。実雇用率は2.46%であり、国が定めております法定雇用率は2.3であることから、達成をしております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 生活福祉部長のほうから今ご答弁をいただいたんですが、ちょっと聞き取りにくかったんでもう一度確認しますと、調達方針の作成公表については、26年の4月1日に公表したという理解でいいのでしょうか。私は、これは施行されたのが25年の4月1日ですから、少なくとも2～3カ月のうちに作成をして、公布されたのがその前ですから、施行と同時にこういう政策というのはきちっとプログラムを組んで、決定をしておくべき問題と私は考えております。それについて、まずお聞きをしておきたい。

それから、実績ですね、各担当課において、各部においてそういうふうにしなさいということではありますが、今日までの実績については、各部でどのような実績があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、岩出市職員の法定雇用数ですね、これについては、達成をしているからというご答弁でありました。達成していることについては、それについては、是とするものでありますが、雇用率を達成すると同時に、さらに可能な限り、これは最低限ですから、可能な限り、そういう身体障がい者の就労にできる範囲で雇用をしていくと、さらに雇用枠を広げていくと、そういう取り組みをどのようにされていくのか、その方針をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

公表が、施行より1年経過しているというところで、なぜ1年おくれたのかというところがございます。岩出市におきましても、平成25年度に準備にかかったというところがございますが、施設側において、購入可能物品のパフレット等も未作成であったということで、庁内各部への物品等の周知が困難であったということで、平成26年4月1日からとしたものでございます。

それから、実績でございますけれども、合計金額を申し上げてよろしいでしょうか。

わかりました。税務課のほうで4万1,475円、長寿介護課で20万4,500円、生涯学習課で45万922円、福祉課で16万2,750円と38万5,875円、市といたしまして、合計で124万5,522円というのが平成25年度の実績でございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

障がい者の雇用実績についてでございますけれども、平成25年4月1日から地方公共団体の法定雇用率が、ご承知のとおり2.1から2.3%と改定されております。それに伴いまして、26年4月1日から1名職員採用して、現在、法定雇用率をクリアしているということです。法の趣旨からいたしますと、障がい者の雇用率を下回らないようにという指導でございますので、その趣旨にのっとり対応してまいりたいと思います。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 今後の方針もあわせて聞いてるんで、今後どうしていくのか。これ以上、これをせんのか、どうされるのか。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほども答弁させていただいたように、法定雇用率が2.3%ということですので、その率を下らないように今後対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、生活福祉部長ね、今、実績について報告いただきました。それはいわゆる公表は26年の4月1日でしょう。公表策定して、このようにしなさいよと、その前に、25年度の分についてはこれだということですから、何も政策的にやったということじゃないんですよね、この数字については。ある意味ではね。

だから、25年の4月1日に公布されてるわけですから、少なくとも事前に持ちながら、公布と同時にその体制をなぜつくらなかったのかということで、私は言うてるわけで、そこら辺の進捗というんですか、取り組みが非常に悪いなど。

やはり、そういう意味では、ちょっと手を抜かれたんかなという嫌いがあるんですが、ますますこれから、これはなぜそう言うかということ、そういう施設の人たち

は非常に就労施設、A型、B型というのがありますけれども、やはり仕事がなく困っておられるんですよ、実際のところはね。

そういう意味で、こういう光景を地方団体が、そういうところから仕入れをして、そういう人たちに仕事を回していくということの大切さをうたった趣旨でできた法律でありますから、そこら辺も含めて、今後、なお一層、これに倍してそういう機会をなるべく多くとっていただいて、拡大していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。これについてお聞きします。

それから、雇用率の問題ですが、総務部長ね、私はそれで満足されているのかということをお願いです。雇用率は2.3%やから、もうこれ以上雇用しないよということなのか、雇用率を達成して、さらに、その雇用できるような職種があるならそこには雇用、ちょっと静かにしてください。ちょっと注意してください。耳ざわりでしゃあない。議長。ちょっと議長、注意してください。

○松下議長 議長からお願いします。私語を慎んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○尾和議員 さっきの続きなんですけど、そういう機会を設けて、必要などころには拡大していくという方針をやっぱり持つべきだと、私は思ってるんですけども、その答弁を、もう全然雇用率を達成したら、もうそれ以上必要ないんだという考えなのか、いや、必要などころ、さらに、これ教育委員会等も国、地方公共団体等ですから、教育関係も全て含んでるんですけども、そういうところについては、あればそういう、ここはいけるなというところであれば、ふやしていきますという姿勢がとるべきやと思うんですけども、その点について再度確認をさせてください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

公表の時期がおくれているということについて、当然、法自体が25年4月から施行されているということで、そこはそこで反省もしなければいけないところがあるかと思いますが、市といたしましては、公表はできていなくてもその法の趣旨を踏まえて、25年度の実績ということにつながったものと考えてございます。また、平成26年度におきましては、平成25年度の実績を上回ることを目標としてございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在の率で満足してるのかということをございますけれども、法定雇用率2.3クリアしておりますので、満足云々という話ではないのかなと思っております。達成してると考えております。

それから、今後どうするのかというふうな話をございますけれども、法の趣旨から言いますと、公共団体においても障がい者等を採用し、この雇用率をクリアするように、下回ることはないようにという通達が出ておりますので、この趣旨に基づいた考えで、先ほど答弁したとおり、対応してまいりたいと思います。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水害被災者問題についてであります。

これは2年前、昨年とあわせて2回災害に、水害災害に遭われた方の件であります。25年の9月16日から17日にかけての台風18号による豪雨によって、被災者は2年を経過をしております。いまだに心の痛みはいえておりません。今でも雨が少しでも降れば、そのときのことを頭の中でフラッシュバックとしてよみがえり「不安がある。」と言われております。夜は枕を高くして眠れないという状況にもあります。

このような状況を、岩出市としてなるべく早く解消していくと、一日も早く改善をさせて、解消していくということが求められていると思います。被災者の立場に立って対策をしていくことが重要であると考えておりますし、そのときには、皆さんの出されている要望を率直に聞いて、対処していくという姿勢が当然あるべきだと思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数についてどうであったのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、その後の抜本的対策というのは進められてると思うんですが、どこまで現在進んでいるのか、進捗状況についてご答弁をいただきたいと思えます。

3番目に、被災者にとって一番問題なのは、精神的な不安定ですね。PCSDといえますか、そういう状況に置かれると、先ほども申したように、現状としてはそういう状況にある。ここら辺をどのようにしてケアしていくのか、将来、これはどこで起きるか災害はわかりません。大小にかかわらず、そういう人たちに対する心

理的なケアというものをどうしていくのかということが求められると思うんですが、それについてお聞きをしたい。

それから、被災をしますと、当然その家屋というのは資産価値が低下をします。二度とそういう水害に遭ったところで「もうここでは住みたくないわ。」と言いながら、売りに出しても売れない状況にあるわけですね。もし、家屋を売る場合。そういう現状を踏まえると、できることは、岩出市でできることは何かということを考えてみますと、そういう被災者に対しては、固定資産税等の減免をやはりやるべきではないだろうか。市長がその判断をすれば、その対象外、対象に入れることもこれは可能やと思うわけであります。そういう人たちのかすかな願いをやはり聞いて、減免対象にしていくということが大切やと思うんですが、その減免対応についてどのようにお考えなのか、まず、最初にお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、水害被災者についての1点目、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数はどうか。についてでございます。

昨年の台風18号において、山崎・船戸地区で床上浸水12戸、床下浸水39戸であります。岡田・溝川地区については、床上、床下浸水はございません。

それから、3番目の3点目、被災者へのケア及び固定資産税の減免対応はどうか。についての固定資産の部分でございますけれども、議員ご質問の被災された固定資産の減免につきましては、岩出市税条例第71条第1項第3号で、市の全部または一部にわたる災害、または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産で、市長において必要があると認めるものについては、減免するとしてございます。

しかしながら、国の事務次官から、災害被災者に対する地方税の減免措置等についての通知があり、この中で、被災者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについては、減免の措置を講ずることとする。とありますので、昨年度の災害に対して、今年度での減免はできません。

以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の3番目、水害被害者についての2点目、その後の対策はどのようになっているのか。についてお答えいたします。

まず、山崎・船戸地区についてですが、紀の川の水位上昇による浸水対策として、山崎排水ポンプφ（パイ）200、3台を設置して対応してまいりましたが、昨年9

月の台風18号では、排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。現在、市といたしましては、紀の川に直接放流する等の計画を立て、検討しております。

次に、岡田地区につきましても、県管理河川の古戸川の浸水対策として、古戸川排水ポンプφ（パイ）500、2台とφ（パイ）200、1台を設置し、対応してまいりましたが、同じく排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。このことから、県に対して浸水対策を強くお願いしているところであります。

また、農林水産省が実施する国営総合農地防災事業において、紀の川市、旧打田町から岩出市岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路の水を、岡田樋門から紀の川に直接放流する計画を立てていただいております。今年度実施設計に入ると伺っております。今後も、同事業について関係機関と協議を進め、早期着手を強く要望してまいります。

なお、市内どこでも対応できる排水ポンプ車の購入につきましては、国の交付金を活用して総排水量毎分30トンのポンプ車を購入してまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の3点目、被災者へのケアについてお答えいたします。

災害等つらい体験の後には、心身に思いがけないさまざまな変化が起こることがあり、身体的な健康管理とともに心のケアに関しても、きめ細やかな支援が必要となります。市では、乳幼児から高齢者までを対象に、毎週月曜日9時半から11時まで、保健師や栄養士による健康相談を行っており、必要に応じて、医療機関や保健所の心の相談を紹介することとしてございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

まず、第1点であります。被災戸数については実態そうなる。これは、過去にも小田井用水あたりで水害に見舞われて、市全体としてプログラムを組んで調査をされる。この進捗状況について、まず、お聞きをしたいと思います。どこまで進んでいるのか、遅々として進んでないのか。

それから、抜本対策についてであります。このポンプ車購入で対応できるということなのか、1台だけで対応できることなのかという点があります。

それから、山崎樋門なんです。この件については、非常に問題があって、現在、

国、県が対応しとると思うんですが、その件について、現在の進捗状況ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、被災者の精神的なケアの問題ですね。今、部長はご答弁をいただきましたが、いわゆる乳幼児とか児童という、これは限定されたものなのか、それとも大きく幅を持って、こういう人たちに対しても、ケアの心理的な相談を受けるということで対象として含まれているのかということもお聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の減免の問題であります。今、総務部長は、よく答弁がわからななだんですが、25年度にやってたらそれはできるということなのか、26年度はもうやってないよということなのか、25年度でもう実施をしたという理解でいいのか。

これは、もう条例で、71条で、市長の権限でそういう対象者を対象することもできるということになってるよということですから、市長ね、これは、真剣な問題として、これからの問題も含めて、こういう被災された人に対しては、やっぱり少しでもその思いに答えていくと、そんな財政的な負担というのは何百万円もかかるわけじゃないわけですから、単年度、翌年度ですね、そういうものの対応については減免の対象にしていくよというように規定で設ければ、要綱等で設ければできる範囲の問題でありますので、まず、そこら辺についてお聞かせください。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

相談の関係でございませけれども、保健福祉センターのほうで行っている相談につきましても、小さい子どもからお年寄りまで、全ての市民を対象ということとしてございませ。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

固定資産の部分でございませけれども、25年度中に申請しておればどうかというご質問かと思ひます。条例上においては、当該年度に申請をいただける、申請はできるとなつてございませ。ただし、水害における減免については、床上浸水だけでは非常に難しいと、当該家屋の10分の2以上の価値を減じたと判断できる場合のみ、減免となつてございませ。

以上です。

○松下議長 事業部長。



○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、ポンプ車1台だけで対応ができるのかということについてですけれども、1台だけで市内全域全てを対応することは不可能であります。ただ、1台購入することによりまして、これまでの対応に重ねていたしますので、軽減が図れるものだと考えております。

それから、山崎樋門の進捗状況につきましては、実施するに当たる予備設計を現在行っているところでございます。

もう一つ、浸水対策の進みぐあいについてですけれども、これにつきましては、先ほど答弁いたしました国営総合農地防災事業との調整がございましたので、協議を進めているところでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総務部長ね、私ちょっと理解ができないんですが、25年度中に申請をしておけば検討する対象になったけれども、今回のあれについては、床上、それから破損の程度がそれに該当しないから、もし出されても減免の対象にはなりませんよという理解にとっていいんですかね。それなら、そういう仕組みというのが知らないんですよね、市民は。どうしたら、これ減免対象の中になるのかという、ここら辺は、その際に、やはり、市職員の担当者は、やっぱりやるべきではないかなと、事前にね。こういう制度がありますよと、これについては、こういう規則があるのでということなんです。

いずれにしても、そのハードルがあって、そのハードルを超えないと、減免対象にならないということなんでしょうけれども、やはり、そのハードルをなるべく下げて、床下、床上というのは、床上はひどいところになったら、床上1メートルぐらい低いところはかかるとるわけですね。少ないところは、それは床すれすれのところもあったでしょうけれども、それが2回起きてるんですよ。山崎・船戸地区、これ市長の地元ですよ。地元の人がそういう「中芝市長さん、地元やのにもっとしっかりやってよ。」というこの切実な声に、市長がみずから地元の問題、岩出市全体の問題ですけれども、そういう声にやっぱり率直に答えていくと。

これから起こり得る災害についても、そういうことがあったら、前向きに減免の対象に加えていくというような取り組みが、私は、一方で税収ばかり上げていくんじゃなくして、一方ではそういう対応、市民に優しい対応の仕方、心こもる対応、少ないですけれども、そういう減免制度を利用して対応していただきたいと、それ

が市民が求めている声ではないかなと思うんですけれども、これについて、最後になりますのご答弁をいただきたい。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の前段の申請の部分でございませけれども、年度が過ぎておれば対象となりませんので、当該年度中に申請はできるということとございませ。当該年度中に申請した場合に、先ほど私申しましたように、水害による床上浸水だけでは、家屋に対する損害の価値率が10分の2以上と減じたと判断することは、非常に難しいということ、減免の対象にはならないということとございませ。

それから、2点目の話ですけれども、こういう制度についてのPRでございませ。これにつきましては、市の広報紙であるとかウェブサイト、市のホームページですね、この、それ以上に載せてまいりたいと思ひませ。

それから、最後に、減免基準についてでございませ。

これにつきましては、議員おっしゃられるように、被災を受けた各地域の方々、私も面談させていただいて説明会等も参加しました。非常にご理解、大変なことは十分認識しておひませ。

減免の基準についてですけれども、この制度については、いろいろ他の市町村の状況もありますし、その床上、床下、あるいはゲリラ雨との関係もございませるので、国の基準なんかも出ておひませ。そういうふうなものを参考にして、他の市町村の状況も勘案しながら研究をしてまいりたいと、このように考えてございませ。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 (12時10分)

再開 (13時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

尾和弘一議員、一問一答方式で4番目の質問を願ひませ。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、当市の情報公開について行ひませ。

まず、第1番目に、岩出市庁議の問題についてであります、3月議会において、庁議は岩出市の政策決定する重要な会議であり、この会議で決定されたことは、岩

出市民の生活にとって最も関連するものであります。

また、この会議については、会議録を作成して市民に公開すべきであると質問をいたしました。そのとき、岩出市は、会議録の作成については重要事項、市の施策、あるいは業務等の意思決定を審議した場合は作成をしていると、ホームページ等での公開はしていない。幹部会議において協議した内容について、公開または傍聴を考えていないと答弁をされておりました。

その後、私は市の情報公開条例に基づいて請求したところ、岩出庁議の公開を文書でしてきました。しかし、その公開した文書を見ますと、議題のみであり、決定した内容は、全く記載されておられません。市民が一番知りたいことは、決定事項であります。なぜ、具体的決定した結果の記載がないのか、まず答弁を求めたいと思います。

次に、指定管理者の公募選定結果についてであります。

さきの3月議会で、同僚議員が、さぎのせ公園の指定管理者選定結果について、もっと具体的に公開すべきだということを申し述べておられました。私も当然だと思っておりまして、その後、これも情報公開条例に基づいて、個々の委員の採点及びその業者名についての公表請求をいたしました。異議申し立てをしたところ、岩出市は、その採点結果並びに業者名については、伏せておりましたが、各委員の採点結果について公開をしてきました。

しかしながら、この公開した内容については、まだまだ不十分な点があります。当然、市の情報は、市民の情報でありますので、市民と協働して岩出市をつくっていく上では、市の決定事項、情報公開というのは欠かすことができません。その際、私は、業者名、あるいはその業者選定に至る前の経過についても、具体的に求めておりましたが、それについては、業者に対して公募の段階で公開すると言っていないので、その結果については公開できないと。次回からは、そのようなことのないようにしていきたいという了解を得ましたので、その後、異議申し立て並びにこの問題については、一応取り下げをしましたので、その後の方針、これからの方針について、具体的にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、4の3であります。安全衛生委員会の開催についてであります。これは、過去の一般質問において、安全衛生委員会の問題について、私は質問をしております。その際に、安全衛生法に基づいて、委員会並びにその他のやるべきことについては、コンプライアンス、法に従ってやるべきだということを申し述べてきましたが、情報公開条例に基づいて請求した中身は、全く不十分なものでありまし

た。法にのっとしてなぜしないのか、具体的に今後どうしていくのか、その点についてご答弁をしていただきたいと思います。

それから、4番目に、情報公開条例審査会の委員のメンバーの件であります。この委員のメンバーについては、会長以下5名の方が、情報公開条例でも続いて請求したところ、出てまいりました。

しかし、会長である月山弁護士が会長になってるということでもあります。本来、委員の構成は市とかかわりのなく、公平、中立であるべきものであります。なぜ、岩出市のメンバーの中に、顧問弁護士が会長として、この審査会の委員に座っているのか、年間顧問弁護士報酬として片手で150万円をもらい、片手で情報公開審査会の会長を務めるということについて疑問でなりません。この問題について、市はどのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の情報公開についてのご質問1点目、庁議の公開についてお答えいたします。

庁議の会議録については、岩出市会議録作成要綱に基づきまして、同要綱第6条に指定されている様式により作成をさせていただきます。会議結果につきましては、会議録に記載したとおりであります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番の2点目、指定管理者の公募選定結果について、非公開部分があるが、今後どうするのか。についてお答えいたします。

公募選定結果につきましては、選定に当たって、審査の公平性及び平等性を高めるため、また、市民の理解を得るため、今後、公募選定結果の公開に向け現在ルールづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の安全衛生委員会の開催について、回数及び職場巡回でのチェックについてでございます。

現在のところ、衛生委員会を8月と2月の年2回開催しており、その際、産業医による職場巡視を行っておりますが、その際の指摘事項はございません。また、毎月衛生管理者による職場巡視を行い、職員からの要望等を受けており、要望内容は随時、総務課において聞いてございます。

次に、4点目の「情報公開保護審査会のメンバーについて」でございます。

審査会の委員につきましては、岩出市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第

3条第2項において「制度に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。」となっており、この規定に基づき委嘱しており、何ら問題はないものと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、庁議の問題であります。これは私が質疑、質問した内容と全然全く別の答弁をされてるんで、こんな同じような繰り返しをするのは、全くとんち問答みたいになるんですが、会議録というのはどういうものであります。庁議における決定事項、これが前回の3月議会については公開しないと、一般市民に公開すべきものではないと、府内で各担当課で意思疎通した後、公開すべきであるということであります。私は、そうじゃないですよということを主張して、今日まで来て、この条例に基づいて請求したら、公開をしてきたわけであります。

公開した中身が、何々の議題について、何々の議題について、議題だけしか書いてないわけです。その議題を幹部連中、岩出市の幹部が集まって、何々についてどうしましょうかということで、その内容検討をされて、決定されとると思うんですよ。決定されてないんであれば、こんな庁議なんて意味ないですよ。そこまでの議事録をつくってないんですかと、私は不思議でなりません。

決定した内容を、それに基づいて市は、市長をトップに各職員が動いておるわけですね。そうじゃありませんか。これ、情報公開に基づいたら、副市長が最後に印を押されてますよね。議論をして、決定をして、それに基づいて各業務を遂行しているということになって初めて、幹部会というのは存在するわけです。なぜ、そういうような内容だけしか公開しないのか。決定もしてないのか、その点について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、さぎのせ公園に関する指定管理者の公募の問題であります、随時、検討しておるところだということですが、それはいつごろ集約されて、市民に公開されるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会の問題であります、私が質問したのは、法にのっとってやるべきだということをはっきりと断言してあります。なぜ、まともに答えないのでしょうか。安全衛生委員会を開催する委員会は、月に何回しなければならぬのか。それから、産業医はどのような業務をしなければならぬのか。それから、産業医の認定に当たってその是認である産業医というものはどのようなものなのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会は、定期的に、衛生委員会については、少なくとも第11条で、少なくとも毎週1回作業場を巡視して設備、作業法等々について必要な措置を講じなければならないとうたっているわけであり、産業医についても第15条で、少なくとも毎月1回作業場を巡視して、これも同様に必要な措置を講じなければならない。これは努力規定ではありません。しなければならないと、拘束されたものであるわけであり、今後、これに基づいてするのか、それから安全衛生委員会を毎月1回開催してない。これについての点と、それから、今申し上げたその議事録の保管について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、情報公開審査会のメンバーの件であります、何ら問題ないんだと言われました。民法の108条に利益相反行為は禁じております。さらに、826条等々についても、860条についても、いろいろな後見人の問題も含めて、利益相反する行為の立場にあるものは、その任にあらずということをやっているわけであり、メンバーの交代を求めたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、庁議の位置づけでございますけれども、これについては、議員のご指摘のとおりであります。

庁議の中でですが、これは報告事項が多い中で、審議に付したものにつきましては、その結果を記載をしております。それから、記載の仕方につきましては、会議録作成要綱第5条の規定によりまして、要点記録ということとしてございますので、何ら問題はないと考えております。

それと、その市民への周知ということをおっしゃられておりますけれども、市民の皆さん方にお知らせするということになりますと、その会議結果だけをお知らせするというだけでは足りないものではないと考えています。例えば、こういうイベントをやりますよということについては、市民の立場から考えてみますと、日時や場所とか内容とか、いろいろなそういう詳細にわたっての部分を知りたいんだと、そういうことだと思っております。

そやから、会議で検討した結果だけをお知らせするというだけでは、誤解や混乱を生じることが想定されますので、市民の皆様にお知らせするに当たっては、担当課において詳細まで検討した上で、詳しくお知らせするのが当然であると、こ

のように考えています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のさぎのせ公園の関係の指定管理者の件でございます。

ルールづくり、いつごろできるのかについてでございます。本年度中に近隣の自治体の公表状況等を鑑みた上で、公表に向けてルールづくりを行い、平成27年度から指定管理者の選定結果を公表してまいりたいと考えております。

それから、2点目の安全衛生委員会の関係でございますけれども、産業医による職場巡視、衛生委員会の開催の件でございます。

職場巡視については、議員おっしゃるように、労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医は少なくとも毎月1回、作業所等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置をとらなければならない。

また、衛生委員会については、同規則第23条第1項において、事業者は、安全委員会、衛生委員会、または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならないと、このように規定されております。ご指摘のように産業医と調整をして、職場の衛生管理の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の情報公開審査会のメンバーに月山さんが、利益相反行為ではないのかという件でございますけれども、法律の専門家でありますので、法令等の運用とか解釈、これについて適正な指導判断を現在いただいておりますので、法律を曲げてまで市を擁護するようなことはないと考えており、情報公開については適正に解釈、判断されており、市に誤りがあればただしていただける中立性を持った方だと思っております。

それから、違反行為についてですけれども、顧問契約は、市と月山桂先生との契約でございます。情報公開審査委員会は、月山純典さんでございますので、同率の法律行為ではないと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 答弁漏れてるんで。

○松下議長 どういうこと。

○尾和議員 1週間に1回巡視せいということを使うとんねん。答弁してない。するんか、せんのか。

○松下議長 答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 衛生委員会については、8月と2月の年2回しか実施しておりません。そのほかは実施しておりません。

そのほか、法令に基づく巡視については、産業医との関係もございますので、調整の上、職場の衛生管理の巡視等に対応を、委員会等で協議してまいりたいと思います。

衛生管理者の巡視についてでございます。

現在のところ、実施しておりませんが、実施できるように努めてまいりたいと思います。

○尾和議員 議事録ね、3年間保存しなあかんけれど、ちゃんとやってるんかということに対して答弁してください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほどの尾和議員からの質問内容の中には、会議録3年の話は、質問の中になかったと思います。会議録の3年保存については保存しております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 情報公開審査会のメンバーのことについては、これは、私のほうから異議申し立てしておきますが、月山桂というのは親で、息子さんが顧問弁護士ということでしょうけど、同じ屋根の下で親子関係の立場でありながら、そういう詭弁を使たら私はいかんと思いますね。それについては、改める意志がないということで承っておきます。

○松下議長 答弁よろしいですか。

これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大門池の裁判の件であります。3月議会で質問した後、その後、大門池、新池の裁判、所有権の裁判についての最高裁のその後の申し立てに対して、受理されたのかどうかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の5番、大門池の大門池訴訟の最高裁についてのその後の経過はどうか。受理されたのか。についてお答えいたします。



平成26年3月25日付で、最高裁判所から記録到着通知書が届いております。上告受理、不受理の判断は、これから最高裁判所で審理されることになっております。

○松下議長 再質問を許します。

これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 行方不明者の現状と対策についてお聞きをしたいと思っております。

まず、岩出市における成人及び乳児、児童等、未成年者の行方不明者数の現状についてどのように把握されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、母子手帳の発行とその後の出生に差異はないのか。残念ながら過日、沼津市の海岸で女児遺棄事件が発生しました。岩出市においてもヤマダ電機において乳児が遺棄されてるというような状態がありましたが、それについての同様にその関連して質問をさせていただきます。

それから、成人行方不明者のうち認知症と思われる人数、その他の内訳についてお聞きをしたいと思っております。

3番目に、行政と警察との連携はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、4番目に、家族へのサポート及び認知サポーターの認定数について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等未成年の行方不明者はどうか。についてでございますが、岩出市として把握している行方不明者はございません。

それから、母子健康手帳発行数と出生届、その後の人数把握等の調査をしているかというところでございます。母子健康手帳を交付した方の中には、いろいろな事情で転出された方なんかもございますし、突合まではしてございません。出生届をもとに、生まれ月別に各種乳幼児検診等の対象者に個人通知しているため、受診者の把握及びその後の対応はできているものと考えてございます。

また、未受診者が出た場合の対応でございますが、電話や手紙による連絡、保健師の家庭訪問等を行い、不明な場合には、警察署に連絡することとしてございます。

2点目の認知症と思われる人数、その他の内訳はどうか。についてでございます

が、認知症の方、認知症以外の方を含め、岩出市として把握している行方不明者はございません。

3点目、行政と警察の連携はどのようになっているか。についてでございますが、岩出警察署が保護した身元が判明しない迷い人及び身元不明の死亡人については、連携しながら対応しているところでございます。

また、徘徊などで行方不明となった認知症の人等については、岩出警察署から連絡を受け、市内放送を行うなどで対応してございます。今般、和歌山県警本部から和歌山県を通じて各市福祉事務所宛に、身元が判明しない迷い人発見、保護時における警察署への通報についての依頼があったところであり、岩出警察署とさらなる連携強化に努めてまいります。

4点目の、家族へのサポート及び認知サポーターの認定者数はどうか。でございますが、岩出市では、認知症家族の支援としまして、介護者同士が交流し、意見交換することで、介護の知識を得たり介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、認知症家族の交流会を実施してございます。

また、認知症サポーター養成講座においては、平成26年5月末現在、450名のサポーターを養成してございます。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等、未成年者の行方不明はどうか。の児童生徒についてお答えいたします。

本市の児童生徒で行方不明者はありません。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 認知サポーターの件ですが、450名おられますということでありました。この研修カリキュラムですね、これについて、これに沿って講習を受けてされているのか、1点お聞きしたい。

それから、認知症の方の問題で、福岡県大牟田市のモデルがあるんですが、各地方自治体でも、この大牟田市の取り組みについて非常に興味を持っておりまして、そのキャッチフレーズは「安心して徘徊できる町」、安心して認知症の方が徘徊できる町をつくっていきましようということで、2004年からスタートをして、実態調

査に当たっているわけではありますが、今日、認知症の方は、この前も新聞報道等に出ておりましたが、全国で800万人、行方不明者が9,600人、そのうち死亡者が351人ですね。人知れず失われている命が多くあります。

その行方不明者の死亡者のうち、1キロ以内で50%の人が死亡しているという実態になっております。2035年には、ひとり住まいの方が760万人、統計では推定されるということでもあります。

認知サポーターに関して、大牟田市では、中高校生、若年のいわゆる児童ですね、そういう人たちもそのサポーターの中に入って、現在85名の方がサポーターとして認定をされてるという取り組みをされとるんですが、岩出市においては、そういう中高校生を対象にした認定も、ひとつ考えるべきではないかと思っておりますが、それについてのご見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーターについてのその養成のカリキュラムの件でございます。市のほうでは、国が定めてございます認知症サポーターと養成事業実施要綱に基づき実施してございます。研修時間はおおむね90分となっております。カリキュラムは、認知症の基礎知識、これは認知症とは何か、認知症の症状とは、早期診断、治療の重要性、そういったことについての学習が60分、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできることといったことで、30分となっております。

それから、大牟田市の取り組みのお話がございます、大牟田市のほうでは中高生に対してもサポーターの養成をされていると、こういうことでございます。本市としてしないのかということでございます。これにつきましては、現在、市のほうで実施してございますサポーターの養成講座につきましては、特に、年齢制限等を設けてございませんので、受講することは可能かと思っております。ただ、開催時間等につきましては、ちょうど学生、勉強の時間ということで参加ができないということもございます。

今後につきましては、やはり大人から子どもまで、やはり認知症への理解を深めていただくことは、非常に大切なことであると、このように考えてございます。当面は、大人を対象として開催していく予定でございますけれども、幅広い理解を求めていくことも重要であることから、中高生向けの講座の開催時期や時間帯についても検討していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 時代認識についてお聞きをしたいと思います。

これは市長のほうにお聞きをしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いいたします。

まず第1点は、憲法解釈によって変更されようとしている集団的自衛権行使について、中芝市長のお考えをお聞かせください。

通常国会が6月22日、閉会しておりますが、この国会においては、集団的自衛権の行使の問題について、安倍総理が私が最高責任者だということで解釈改憲を強行しようとしているのであります。

私は、これらの行為については、憲法を順守すべき憲法第99条の立場から言って、全く言語道断の言動を繰り返しておるわけではありますが、これについて、市民の命と暮らしを守る立場から、集団的自衛権について、今の動きについて、中芝市長が岩出市民に率直にどういうお考えなのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2番目の大飯原発再稼働についてであります。

5月21日に、福岡地裁において、裁判官の3名の合議によって大飯原発3号並びに4号の運転再開差し止め判決が出されました。この判決文の内容については、市長も読んでいただいていると思うんですが、まさしく画期的な人間味あふれる旨の訴えに非常に感動をいたしました。

その第1は、その理由として、人格権は憲法上の権利であり、我が国の法制化においてこれを超える価値を他に見出すことはできない。

2番目に、具体的危険性が万が一でもあるのが判断と対象とされるべきであり、この判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しいものとする。さらに、本県原発にかかわる安全基準及び設備は、いかなる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なものであると認めざるを得ない。

その上で、国の富を流失、喪失すると言うべきではなく、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活していくことが国豊であり、これを取り戻すことができなくなることが国豊の喪失であるとして、今回の福島原発の大飯原発の再稼働については、すべきでない判断をされたのであります。裁判官として、三権分立に司法

が生きてるなと強く感じたわけでありますが、今回の判決に対して、中芝市長についての所見をお聞きをしたいと思えます。

それから、3番目に、福島県の発生している甲状腺がん及び疑いの子どもが75名、この現実について、中芝市長はどのようにお考えがあるのか、お聞きをしたいと思えます。

ある女性の、10代の女性の方がこのように述べております。「私の姉の母乳からストロンチウム90とセシウム137が出た。この母乳を子どもは飲んでいた。そのことを人に言うと、不安をあおるなどと言って、周囲の者からみんなから非難される。病院に行っても心配し過ぎだと言われる。誰も私の話を聞いてくれない。放射能より人間のほうがよっぽど恐ろしい。」と、このように10代の女性が言ってるわけでありますが、今日、福島原発が爆発してから、放射能、小出先生の話では、広島原発の160倍の放射能が、この日本の空に降り注いだと言われておるわけでありまして。今後、ますます児童の甲状腺がん、疑いが増大することは明らかであると言われておりますが、それらも含めてご見解をいただきたいと思えます。

それから、4番目に、原発事故は終息してないと私は思っておりますが、その上で、原発事故に関連して、自殺者が急増しているということが報道をされております。私も、先日、福島から来られた椎名さんとの話でお聞きをしたんでありますが、昨年末、原発に関連して死者は1,600人で、地震や津波による直接死を上回っているという実態が今出てきております。これらの問題について、中芝市長はどのような感想をお持ちなのか、この見解の昨年度の県内の自殺者が23名、前年と比べて約10名ぐらいふえているこの実態ですね。仮設住宅において生活をして、不自由な生活をされているこの現状を見て、この現実を直視していただいて、市長のご見解をお聞きしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員7番目、時代認識についての一般質問にお答えいたします。

さきの3月議会において、国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、全国市長会を通じて対応していることから、個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはない旨、答弁をしております。このことを前提として答弁をさせていただきます。

1点目の、集団的自衛権行使の問題については、国政に関する事項であり、2点目の大飯原発の福井裁判所の判決については、地元住民から関西電力に対する訴訟

であり、福井地方裁判所の司法判断でありますので、個人的な見解はお答えする考えはありません。

3点目の、甲状腺がん、4点目の自殺者対策については、原発事故から3年以上が経過したにもかかわらず、今なお、多くの住民が放射線の健康影響等に対する不安、長期にわたる避難生活など、困難な状況に置かれていることは明白であり、国において原発事故の早期収束に向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むべきであることから、全国市長会において、甲状腺検査について検査結果の客観的な妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること、原子力災害による放射線に対する健康不安の解消や避難者の早期帰還を促進するため、学校施設における空調設備の整備に対する財政措置を充実することなど、住民の健康確保の観点から要望するとともに、自殺対策については、直接触れておりませんが、災害援護資金貸付制度の拡充、被災者生活再建支援金の拡大、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金免除措置等、被害者の生活再建支援の観点から、さまざまな要望をしているところであります。

以上であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長、今答弁をいただきました。余りにも他人事みたいに考えられてるんかなと思うんですけれども、大飯原発3、4号機ですね、これは判決の内容見ますと、和歌山は250キロ圏内に入るわけでありまして。もし、あそこで事あれば、この和歌山県岩出市も放射能に被曝という事態になるわけでありましてから、その大飯原発の問題について「司法の判断だから、私は個人の見解は述べない。」という今ご答弁をいただきましたが、個人の見解ではなくて、私は岩出市民の命と暮らしを守る、生命を守る岩出市長であるわけですから、個人ではないわけです。公の公人なんですね。だから、市長としての見解を求めておりますので、それについても再度答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福井地方裁判所の判決については、議員ご指摘のとおり、人格権を優先したとしたことで、再稼働を差しとめるという判決であることは認識しております。原発事故・子ども・被災者支援法が成立していることから、国の責任において健康

対策や生活再建等、さまざまな課題について一日も早い解決を望むものであります。岩出市といたしまして、引き続き全国市長会を通じて要望をしてみたいと思います。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 集団的自衛権のことについて、再度、お聞きをしたいと思うんですが、集団的自衛権については、これ、前の法制局長官の坂田さん、これは和歌山出身の方であります。その方が、今の安倍総理の解釈は、まともな理屈ではないということで、批判をされております。この見解について、集団的自衛権は何をするかという、他国に日本人が行って、人を殺す行為をするわけでありまして。積極的平和主義と言いながら、現実には、戦前の状態に戻していこうということでありましてから、これについての、これがもし、さらりとなれば、岩出市民が戦争に駆り出されるという事態になるわけですから、これも市長としての見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 先ほどから申し上げているとおり、国政に関する事項については、個人的見解は、お答えできません。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水道料金についてお聞きをしたいと思っております。

水道料金の負担金とあわせて水道料金の関係であります。現在の岩出市条例によれば、使用した水量に対し料金を納めるということであれば、一面理解はできるんであります。20立米以下を全て切り上げて、使用してない水道料まで一律に2,160円、今年度から請求して徴収をするということになっております。

公文書請求によって岩出市の回答を求めたところ、26年1月現在、20立米未満のものが2,817栓ですね、世帯といってもいいでしょうけれども、そういう2,800人から20立米を使っていないにもかかわらず、一定料金として2,100円、このときは2,100円でありまして、徴収をされていると。こういう不合理性を私は理解できないんであります。今後、岩出市としてこの問題についてどうされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 8番目の、水道料金の2点目の使用水量に応じて徴収するよう求めるといふご質問にお答えいたします。

現在、岩出市においては、2カ月あたり20立米まで基本使用水量として一律に料金設定をいたしてございます。いわゆる、基本使用水量制をベースといたしまして、料金体系を構築してございますが、これは、県下でも多くの自治体で採用している料金制度でございます。

日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、和歌山県下の25事業体のうち、22事業体で基本使用水量制を採用しており、そのうち19事業体が基本使用水量を20立米といたしてございます。なお、和歌山県下におきましては、全ての事業体が基本料金制を採用してございます。基本料金を徴収していない事業体はございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 県下の動きについては、私も承知をしております。だから、使用していない水道料金を逆に20立米未満を一律に切り上げをすると、各節水、一面では節水と言いながら、5立米あるいは10立米、あと残り10立米は、いわゆる使わなくても基本料金として徴収される。10立米を、そしたら使い放しにしたらええやないかと、逆の効果が市民の間では言われているわけでありませう。

だから、現在の一律20立米ではなくして、5、10、15、3段階ぐらいに料金を設定して徴収をするという方法が、より現実的ではないかなと思っております。そのお考えはないのか、それが第1点。

2点目に、これは、最近の20立米未満の使用以下については、一番新しい数値をもしお持ちであれば、ここで答弁をいただきたいと思ひます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基本使用水量を細分化してはどうかということでございます。これにつきましては、日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、岩出市における1人1日当たりの使用水量は310リットルとなっております。これを2カ月に換算いたしますと、18.6立米となります。ひとり暮らしのご家庭でも、おおむね20立米程度の使用水量となることから、基本使用水量の設定はおおむね適正であると考えてございます。



したがいまして、現行の料金体系につきましては、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございます。

続きまして、最新の20立米以下の数値はというご質問であったかと思えます。

件数については、控えさせていただきますが、25年度の使用水量段階別につきましては、20立米未満で21.55%でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 だから、今ご答弁をいただきました。20立米未満の方が約5分の1おられるわけですね。21.55%というの、そういう人たちの負担軽減を図っていくべきだということ言ってるわけです。

逆に、その先ほども言いましたが、一方で節水、一方で20立米未満を一律に切り上げ、これは相矛盾する制度になってるわけですね。この使用数量について、21年1月現在では2,817栓ということで、これはそんなに大きく前後することはないと思うんですが、その実態であることについては、そのとおりでしょうか。

水というのは人間の命であり、大切なものであります。無駄な水の使用については、一方では私たちはやめるべきでありますし、そういう意味では、現行の岩出市の水道料金徴収については、市民の皆さんから多くの意見が出ております。私も、この際、この問題については異議申立をして、今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をしております。裁判をすることで今進んでおりますが、それまでに段階的な取り組みをしていくということになれば、非常に市民の1人として理解できるなというふうに思っているわけでありましたが、それについての答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

約8割の方が基本水量以上でございます。これは、公平性の立場から妥当であると判断いたしてございます。基本使用水量制につきましては、水道施設を適正に維持していくために必要となる経費や、水道の使用の有無にかかわらず発生する固定費の一部を回収し、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の8番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 45 分から再開いたします。

休憩 (14 時 30 分)

再開 (14 時 45 分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

尾和弘一議員から発言を求められておりますので、尾和弘一議員、どうぞ発言をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質問及び再々質問において、水道料金に関する 20 立米以下未満についての表現のところで・・・・との発言をしました。これについては「20 立米未満を一律に切り上げ」という形に変更をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

一般質問を続けます。

通告 5 番目、9 番、田畑昭二議員、総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 9 番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、総括方式で通告に従いまして 3 点、一般質問を行います。

まず 1 点目は、動物愛護問題についてであります。

一昨年 9 月 5 日に、我が党の主張も数多く反映された議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、昨年 9 月 1 日より施行されました。全国の状況を見ますと、自治体に引き取られる犬や猫の数は減少傾向にあるとはいえ、2011 年度の数字で年間 22 万匹を超えており、その 8 割に当たる 17 万 5,000 匹が殺処分されているという現状があります。

このような状況を受け、改正法には自治体の目標として「殺処分がなくなることを目指して」との文言を明記し、飼い主や動物取扱業者にも動物が命を終えるまで面倒を見る終生飼育の努力義務を課した上で、自治体が引き取りを拒否できる措置を設けるなど、さまざまな対策が盛り込まれております。

そこでお尋ねいたします。

まず 1 点目は、この法改正により、本市にとりましての対応は何かとられましたでしょうか。

2 点目は、将来的に殺処分ゼロを目指すとなっておりますが、本市にとっての殺

処分の実態は把握されているか、お尋ねいたします。

3点目に、和歌山県は、平成20年から平成29年の10年間で殺処分の半減を目指し、計画の5年後の24年度までに30%減らす目標とされておりましたが、既に目標を上回る36.9%と、着実に処分頭数を減らされております。和歌山県は、さまざまな施策の中で「わうくらす」という施策を行い、人と動物の触れ合いを通じ、命の大切さや思いやりの心を育み、児童に愛護の精神を育てていくことを目的に、平成14年度から実施されており、他府県より多くの視察が来られていると聞いておりますが、こういった施策も、特に、若い世帯の多い当市にとりましても積極的に取り組むべきではないかと思いますが、市としてのお考えをお聞きいたします。

2番目に、根来公園墓地管理料についてお尋ねします。

根来公園墓地設置及び管理条例の第12条の2に「使用者は、平成32年3月末日までの管理料12万円を一括納付しなければならない。」とありますが、平成17年度から32年度末までの15年間の管理料であれば、本年からの使用者は7年間の管理料となり、公平性に欠けると思われますので、本来、管理料は年額としての納付することにより、公平性が保たれると思われませんが、市当局のお考えをお尋ねいたします。

3番目に、大池公園での事件についてお尋ねします。

本年5月8日夕方、私が農免道を西進していたところ、大池公園付近で覆面パトロールカー2台とパトロールカー数台が緊急サイレンを鳴らし、数名の警官が大池公園のほうへ走っていき、大騒ぎしている様子でありましたが、この事件について、市は事情をつかんでおられるのか、また、この事件に対し、適切な対応や住民に対する周知は行われているか、お尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員のご質問の1番目、動物愛護についてお答えいたします。

1点目の改正動物愛護管理法の対応についてでございますが、平成25年9月の一部改正では、動物取扱業の適正化、動物の所有者について終生飼養の責務、愛護動物に対する殺傷罪等の罰則強化を図ることを目的として、改正されたものでございます。

今回の見直しにより、新たに市が対応すべきものはございませんが、引き続き、和歌山県が策定する動物愛護管理推進計画に基づき、動物の飼養やふん害等で苦情

があったときには、保健所等の関係機関と連携し、指導・啓発を行ってまいります。

次に、2点目の殺処分されている実態把握についてでございますが、和歌山県動物愛護センターに問い合わせたところ、平成25年度、県全体の収容件数は3,209頭で、うち岩出保健所に収容された市内の犬猫の件数は131頭であります。また、殺処分された犬猫の件数は、県全体で3,134頭ですが、市町村別には集計していないとのことでございます。

同センターでは、収容した犬猫の譲渡を希望される方には、飼い方講習会を受講していただくとともに、事前に飼い主としての適性を確認するため、飼育環境調査を行った上で、終生飼育をしていただける方に譲渡していると聞いてございます。市といたしましては、今後とも県と連携し、安易に買わない。安易に繁殖させない。飼ったら終生飼育する。ということを経とした動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深められるよう、周知・啓発に取り組んでまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 田畑議員のご質問の1番目、動物愛護問題についての3点目、和歌山県は殺処分の半減を目指し、さまざまな施策が講じられているが、その中で「わうくらす」という施策を行い、当市にとっても、この取り組みに積極的に取り組めなにかについてお答えいたします。

家族同様に大切にしてきたペットは、命が全うされるまで責任を持って飼うことが大切で、人間の都合により殺処分されるようなことはあってはならないことでもあります。こういったことは、家庭での幼少期からの教育に負うところが大きいと考えます。このような考えのもと、学校教育においても、あらゆる機会を通じて命の大切さを指導するとともに、特に、道徳の時間では、命の大切さや動植物を大切にすることについて学習を深めているところであります。学校では、今後も引き続き、こうしたことの大切さについて取り組むとともに、教育委員会といたしましては、これらの取り組みの一助となるよう「わうくらす」について学校へ紹介してまいります。

続いて、ご質問の3番目、大池公園の事件についてにお答えいたします。

この事件は、平成26年5月8日午後4時ごろ、大池公園で1人の中学生が、2人の中学生に一方的に暴力をふるったという事件であります。この事件につきまして、学校と警察が連携し、加害生徒とその保護者に適切に指導を行うとともに、被害生徒とその保護者に対しても事情を説明し、解決を見ております。もちろん教育委員会へも学校から報告があり、市教育委員会から県教育委員会へも報告しており

ます。

なお、周辺住民の方々には、たくさんのパトカーが来て不安を覚えられたことと  
思いますが、本件は中学生の事件であることに配慮し、住民への周知は行っており  
ません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、根来公園墓地管理料についてお答えいた  
します。

根来公園墓地の管理料は、ご使用いただく墓地区画ではなく、管理事務所、水く  
み場、園路、植樹、その他共用施設についての管理に必要な経費であり、区画の使  
用の有無にかかわらず、これらの共用施設の維持管理に必要な経費に対し、ご  
負担いただく分担金となっております。

現在の管理料については、平成17年度から平成31年度までの15年間分の必要経費  
を算出した上で、総区画2,000区画で均等に分担し、公平にご負担いただいている  
ところであります。また、平成32年度以降の施設維持管理分担金については、公平  
性を考慮し、早急に検討してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の質問につきまして再質問を行います。

先日、ある新聞に香川県の丸亀市で、5月から犬の迷子の防止が殺処分の減少に  
効果があると、殺処分の約8割が迷い犬だそうです。その迷い犬の防止のために、  
狂犬病予防注射の際に、迷子札&注射済票ホルダー、愛称「安心だワンホルダー」  
の無料配布を実施しているそうです。簡単に首につけられると大変喜ばれていると  
いうことが記事に載っておりました。このように簡単なことなんです、当市にお  
いても、少しでも殺処分が少なくなるように、こういった助成は行えないか、お尋  
ねをいたします。まず1点目。

3点目の大池公園の件につきまして、内容はよく今わかりました。ただ、非常に  
騒然とした状況でございました。そういうことで、教育委員会が所管でございま  
す議会の総務文教常任委員会のほうへの報告等はできなかったのか、それだけお尋  
ねいたします。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

迷い犬が保護された場合、犬の鑑札、注射済票が飼い主に連絡をとれる手段ということとなります。現在、市では狂犬病予防接種の集合注射会場等において、鑑札と注射済票を首輪などにつけるよう啓発を行っているところでございますけれども、まだまだつけている犬は多くないのが実情でございます。

今後は、つけやすい鑑札、あるいは注射済票、また、今、議員のほうからご提言をいただきました迷子防止のホルダーですかね、等も含めまして、また、飼い主等の意見を聞くなど、いろいろ情報収集しながら、とにかく迷い犬が保護されたときに飼い主さんに戻るようということで、首輪には装着の徹底について検討してまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

この件に関しましては、学校での早期対応、そして、保護者等の関係等の関係改善にも迅速に図られたということでありましたので、総務文教常任委員会への報告はしてございません。今後、学校へは、さらに生徒の指導ということ、青少年の健全育成ということに努めていくということを強化して、推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、次の会議を6月27日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月27日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(15時00分)